

信用保証協会であることを示すような文字を用いてはならない。

第四条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第五条 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 設立

(設立)

第六条 協会は、主務大臣の認可を受けなければ、設立することができない。

第七条 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その業務が健全に行われ、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するとの認められるときは、設立の認可をしなければならない。

第八条 設立の手続又は定款若しくは業務方法書の内容が法令に違反するときは、設立の認可をしない。

第九条 資産の総額が政令で定める金額以下であるとき。

(定款)

第七条 協会を設立しようとする者は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出えんし、且つ、定款をもつて左の各号の規定による登記をしなければならない。

は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出えんし、且つ、定款をもつて左の各号の規定による登記を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 事業所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員の選任方法その他役員にに関する規定

七 定款の変更に関する規定

八 解散に関する規定

九 公告の方法

十 設立当初の役員

（業務方法書）

第八条 協会を設立しようとする者は、業務方法書を作成し、設立の認可を申請する際に、これを主務大臣に提出しなければならない。

第九条 前項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（成立）

第十条 協会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記することによつて成立する。

（民法の準用）

第十一条 民法第四十一条(贈与及び遺贈の規定の準用)及び第四十二条(寄附財産の帰属時期)の規定は、協会について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「主務大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替えるものとする。

（業務）

第十二条 協会は、左に掲げる業務

（業務報告書等の備付及び閲覧）

第十三条 理事は、協会の成立後すみやかに、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第十四条 理事は、協会の從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人(以下「代理人」という)を選任することができます。

（定款の備付及び閲覧）

第十五条 理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。

（民法の準用）

第十六条 理事は、協会の成立後すみやかに、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

（業務年度）

第十七条 理事は、毎事業年度終了後二月以内に、左の書類を作成し、これを主たる事務所に備えて

第三章 管理

（役員）

第十二条 協会は、理事又は協会の職員と兼ねてはならない。

(理事の協会との取引及び訴訟)

第十三条 理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることはできる。この場合においては、民法第八条(自己契約の禁止)の規定は適用しない。

(監事の兼職禁止)

第十四条 協会と理事との間の訴訟については、監事が協会を代表する。

(一切の権限を有する代理人の選任)

第十五条 協会の債権者は、理事に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

(役員の協会及び第三者に対する責任)

第十六条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会と対し連帯して損害賠償の責に任じなければならぬ。

(役員の協会及び第三者に対する責任)

第十七条 協会の債権者は、理事に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

(役員の協会及び第三者に対する責任)

第十八条 役員がその職務を行うに當つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

(役員の協会及び第三者に対する責任)

第十九条 協会の区域(以下「協会の区域」とは、協会の主たる事務所の所在地の風する都道府県の区域をいふ)内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つ中小規模の事業者、協会の区域内に住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内において勤労に従事する者で、定款で定めるものをいい「給付」とは、相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号の契約に基く給付又は同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一項の無尽による給付をいう。

(中小企業者等の債務を銀行その他金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証)

第二十条 協会は、左に掲げる業務

(業務)

第二十一条 協会の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日まで

置かなければならぬ。

一 業務報告書

二 財産目録

三 貸借対照表

四 収支計算書

律第百四十四号の一部を次のよう

うに改正する。

第十二条第一項第九号中「水産業協同組合」の下に「信用保証協会」を加える。

18 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に

次の一號を加える。

四の四 信用保証協会に関すること。

○愛知政府委員 ただいま議題となりました相互銀行法の一部を改正する法律案外一件につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加えつあり、政府においても、このために各般の施策を講じておるのですが、この種金融を担当している相互銀行の任務は、ますます重きを加えて参つてゐるのであります。御承知の通り相互銀行は、一昨年六月相互銀行法の制定により金融機関としての基礎を確立して以来、鋭意その使命の達成に努力しているのであります。本年四月末現在においては、掛金及び預金の合計額は二千三百七十億円、給付及び貸出しの合計額は二千二百十億円に達するといふ旨を示すところです。このようない活動をしているのです。このような中小金融部門における相互銀行の役割の重要性と、その業績の進展とにかく、その行う金融を一層円滑にし、取引者の利便をはかるため、相互銀行の一部を改正して、相互銀行が新たに内国為替取引の業務を営むことができるようになります。よつてこの際信

た。但し、個々の相互銀行がこの業務を営もうとする場合におきましては、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととし、当該相互銀行の業況等を総合勘査して、慎重に個別的に認否を決定することとしているのであります。

以上が本法律案の提案の趣旨及び概略でございます。

次に、信用保証協会法案であります

が、これは前国会に提案後、衆議院の解散に不成立となつたものであります

が、次にその内容、提案の理由を説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加えつあり、政府においても、このために各般の施策を講じておるのですが、中小企業者等は、その信用力の不十分であること

が一般の金融機関から資金の融通を受けることがないおもな原因となつてゐるのです。そこで、この見地から政府においては、

つとに信用保証協会の設立を認めるとともに、中小企業信用保険制度を設けておるのであります。

この信用保証協会は、現在各都道府県にその出資または寄附を中心として

おり、その数は五十一に上つております。

中小企業者等が金融機関から資金を借り入れる場合に、その債務を保証する

業務を行つておるのですが、これに關する法制化が行われていなかった

法律案を二つ提出いたしました。

第三に、協会に対する民法の公

益法人と大体同様な税法上の優遇措置も講ずることとしております。

第四に、民法法人たる現在の協会は、法施行後二年間に本法による協会に転換することができます。

第五に、本法における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

用保証協会法を制定し、これが法制化により基礎の強化をはかり、その業務の一層の発展をはかることとしたのであります。以下この法律案の主要な点について説明いたしますと、第一に、

信用保証協会は、本法による法人とし、民法の規定による財團法人に準ずるものといたしております。

第二に、協会は、中小企業者等が金融機関から資金の融通を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証を行うことを主たる業務とい

たしております。

第三に、協会に対する民法の公

益法人と大体同様な税法上の優遇措置も講ずることとしております。

第四に、民法法人たる現在の協会は、法施行後二年間に本法による協会に転換することができます。

第五に、本法における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

第六に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

第七に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

第八に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

長、河野銀行局長、さらに通商産業省の中小企業庁振興部長、また説明員といたしまして、西川塙脳部長、木村國有財産第一課長、橋田国民金融公庫總裁並びに岩動閉鎖機関課長、以上の諸君が御出席になつております。

質疑は通告順によつてこれを許します。大平君。

○大平委員 私は閉鎖機関令の一部改

正法律案と、塙脳組合法案に関連いたしました、二、三の点を質問いたした

いと思ひます。

まず閉鎖機関でございますが、今度

この改正法律案が出来まして、提案の理由を拝聴いたしました。まことにけつこうなことございまして、こういつつも講ずることとしております。

第四に、民法法人たる現在の協会は、法施行後二年間に本法による協会に転換することができます。

第五に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行なうほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

第六に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行なうほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

第七に、本法における主務大臣は、

大蔵大臣及び通商産業大臣としまして、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行なうほか、その権限の一

部を地方公共団体の長に委任すること

ができるとしております。

○阪田政府委員 閉鎖機関の清算事務もだんくと進捗いたしまして、現在二百四十四機関ばかり残つておるわけですが、そのうち今お尋ねいたしました在外活動閉鎖機関、これが從

来の閉鎖機関令によりますれば、社債の弁済、残余の産財あるいは処分ができないということになつておつたわけ

でございますが、お説のように、今回裁判所も一定の条件のものとであります。

上で初めての社債の弁済、在外資産の処理に当る、こういうような規定にいたしたわけであります。この規定を適用して、現在懸案になつておりまする在外活動閉鎖機関が清算を終了する、あるいはこの法律の規定によりまして、指定の解除を受けて、一般の清算手続、あるいは継続的なことに移行する、あるいは新会社の設立を見る、こういうような事態になると、非常に希望いたしておるわけであります。が、ただいま申し上げましたよらない、いろいろな国際関係の法律的な問題、あるいは事実上の問題もありまして、現在のところでは、この法律によつて道法が通れば、ただちにそういう処理がなされるというようなことは見通しがつかない、かような状態でござります。

○大平委員 政令で別に定める金額というのは、どういう意味ですか。

○阪田政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、在外活動閉鎖機関が債務の弁済、残余財産の処分をいたそうというときには、在外債務が資産を超過する額のほか、一定の額を留保しなければならない。その一定の額につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、在外資産、負債の處理の方針が、国際関係等によつてまだきまつっていない、また在外資産負債そのものの確認、あるいは評価が現在はつきりなされていないということでありますので、そのような要素を考慮して、そういう将来起ることがあるような負担を十分に確保できるような金額を考えて、それだけの金額を個々の閉鎖機関について政令で定めたい、かよ

うな考え方であります。
○大平委員 そうしますと、将来的の不安定な事実問題、法律問題があるのでありますから、この中において、政令で留保する金額を一応きめておいて、あとほどとにかく早く清算を完了し、また閉鎖機関の解除をやつて、新会社の設立を認めて行こう、こういう趣旨のようですが、先ほど局長のお話では、まだ実際やるか、やらぬかわからない、一応法律上の道は開いておくけれども、具体的には新会社を設立するとか、あるいは残余財産の処分をどん／＼認めるといふところまで機が熟していないようですが、今言ひように、政令でそういう不安定要素のよきだめをつくつて置いて、いち早くこういつた処理を進め行こうという御意図でなければならぬと思うのですが、そのあたりはどうですか。

のときから実施して行きたい、かよう
に考えております。
○大平委員 それでは、閉鎖機関の処
理はいち早く進められんことを希望い
たします。
次に、塩業組合法案に関係して、若
干塩業政策についてお伺いたしたいと
思ひます。現在食料塩は、九十万トン
くらい国内で消費するということですご
ざいますが、まだ半分程度は輸入塩に
仰いでおるという実情でありますし、
昭和二十五年でしたか、公社の方
で――というより政府の方で、七十万
トンの内地塩の増産計画を闇議できめ
られたということですざいますが、一
体七十万トンとどういうふる根拠
できめられたか、それをまず伺いた
い。

○大平委員 その百億というの、自ら資金を除いて、外部からの借入金をどうなさるのですか。
調達しようというお考えですか。

○西川説明員 御承知のように、製糖施設法の中の改良補助金と、農林漁業金融公庫から融資を受けます融資と、それに自己資金、こういうふうな三本建てになります。

○大平委員 その七十万トン計画といふのは、何でも五箇年計画でお進めになるというように伺つておりますが、現在の農林漁業金融公庫からといふよりも農林漁業資金から出しておられました金は十一、二億程度であつたよう思いますし、専売局の方の改良事業の資金も、一二、三億程度であつたようになりますが、こういつた足取りでは、五箇年間に百億の増産計画をやつて完遂するということは、非常にむずかしくなると思うのでありますし、また農林漁業資金というのは、沿革的に見ますと、これは昭和二十四年の予算をつくるときに、思い切つた財政の刷新があつたわけです。そのときに、土地改良の補助金を切る——農民が一定の耕地で同じ労力でやる場合に土地改良をしたら収益が多いという場合には、これは一つの収益事業だから、これに対する補助金を切る——農業資金といふけれども、やがて農林漁業資金といふかつこうで、あれが国策で具体化されたのかわりに融資に置きかえましたけれども、やがて農林漁業資金といふかつこうで、あれが国策で具体化されたわけとして、最近の実情を見ますと、土

地改良だけでなく、林業であれ、農産加工業であれ、あるいは塩業にまでこいつた資金を使っておるということは、農林漁業資金を創設した沿革からいつでもおかしいし、また一體農林漁業金融公庫なるものに、塩業といらものをよく存じられている専門家がおるのかどうか。現在の農林漁業資金の貸付状況を見ておりましても、大部分地方政府の方で御検討されて、公社の方で見ておる、仕事はほとんど公社系統で消化されておる様子でございますが、農林漁業資金というペイプだけを通じておるというかつこうになつておるので、いかにも油と水をくつつけたようなかつこうになつておりますが、こういったものは、農林漁業資金というような便宜の方法によらぬで、本格的に、公社として資金を安定的に供給する方法をお考へになつた方が、実態に即するのではなかろかと思うわけでございまます。聞くところによりますと、日本専売公社の改正で、専売公社に投資の能力を付与するというふうに聞いております。もし専売会計から関連事業に投資ができるという道が開かれるのでございましたら、そういうた線に沿つて、大蔵省としても林業の増産資金は農林漁業資金によらずに、専売公社がこれを計画し、設定し、かつ投資をすとらうよしなかつこうに持つて行つた方が、実態に即してよろしいのじやないかというような感じがするわけでございますが、塩腦当局並びに大蔵当局の御所見を伺いたいと思います。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

も、これを専売公社の方に移して、専売公社の方で直接こういつた融資を見たらどうかというお尋ねであらうと思うのでございます。現在専売公社法の規定では、そういつた民間に融資するという道は開かれておりません。そこで今度専売公社法の一部改正法律によりまして、投資ができるという規定を挿入すべく、まだ上程されておりませんけれども、本国会にそういうたたけ案を提出することに相なつておりますが、あわせてその際に、融資まで見えて、公社として融資ができるようなかつとうにおいて今の振業資金等を公社が専売益金等から融資したらどうか、こういう御趣旨であろうと思うでござりますが、投資につきましては、かなり固定的な資産となつて寝るというようなかつとうになりまして、考え方によつては、将来資金が寝るという点で、かえつて融資より公社の負担になるのじやないかというような考え方もございますけれども、投資についても、目下公社として考えられますることは、たとえばかりに小名浜の加圧式製塩工場等がモデル工場としてできてゐるのでございますけれども、これを今後将来民間に払い下げるといふようなことが不可能な場合、あるいはこれを見物出資するといふような必要があつた場合において、これをも投資に考え方ようじやないか、それから将来フィリピンとか、あるいは民間の資金が出て、やはり、どうしても公社の一部投資が必要であるといふような場合に、これを広げる道を開いておこうじやな

いかという意味合いにおきまして、今度の公社法の改正で投資ということが入つたのでございます。今御説の通りの融資までも公社ができるということになりますと、これは一般的な金融機関との融資の関係もございまして、それから今の開発銀行、あるいは農林漁業金融公庫等の融資というようなものとの兼ね合いもございまして、公社がそこまで立ち入つて融資関係で見るのが適當かどうかという問題については、相当議論もあることござりますし、今後融資できるかどうかという問題については、なほ慎重考慮を要する問題でありますと考えられますので、御説の御趣旨もござりますので、その点は十分検討して政府の態度もきめてみたい、こう考えておる次第でござります。

私強はく希望しております。
それから塩業組合法でございまして、これが同僚の福田委員からも御質問があつたよう聞いておりますが、この間いろいろ検討してみますと、塩業組合は、以前は預金を入れて、岱付の仕事をやつておつた。それが今度の方の改正法案に載つていない。これは内輪を開いてみますと、何でも銀行局の方に御反対があつたようです。銀行局の方では、農協なんかに金融的機能を持たしたために、今日見るよう農協は赤字をたくさん抱えまして、ずいぶんお困りのようで、この点は十分同情するのですが、しかし塩業に関する限りは、組合員自体の経済力、あるいはその経営に対する組合の把握力といふ点が、農協なんかとは比較にならぬと思います。農協にせつかく認めた金融機能を今剥奪するというわけにもなれぬし、農協の再建整備を今鋭意やっているようですが、これも融通に乗せて行かなければいけませぬが、あつものにこりてなますを吹くことで、単なるそういうふうなことで、意味の御反対であればこれはどうかと思うのですが何か特に塩業組合について、金融機能を持たすということに不都合な理由がおありなのかどうか、この点を銀行局長から伺いたい。

たものが信用事業に影響する、信用業がそういうものに影響されること適當でないという考え方で、信用事業は専營でやる、しかもその役員の方々は専心その業務に当る、こういう原則立てまして、最近では中小企業等の業協同組合に関しまして、やはり預の受入れを認められたいという強い希望があるのであります、この原則に基いて、私どもは反対をいたしてい次第であります。今お話をあります農業協同組合であります、これは今は今原則からいいますと、やはり営が筋であろうと思ひます。しかしながら農業協同組合というのは、御承のようにいなかにおいて、非常に小さな部落単位でできてゐる。そこで信事業と事業部門とを区別するといふにいたしますと、非常に小さい単位ありますから、人事の点においても経費の点からいっても、なかなかことをまかない切れないという事態がある、かたゞ、その地方には金融機関実はあまりないといったような地域もありますので、これらの点につきましては、原則は今申し上げましたように私どもは考えておりますが、そういう特殊のことと農業協同組合とう小さい単位でできておる組合といふ性質からいって、これをいきなり専めにする、つまり経済事業と信用事業わけるということは適當でないとう考え方のものとに、そういう例外を認めておるわけであります。私どもとたしましては、農業協同組合にそれを及ぼすることは適當でない、かように考えておる次第であります。

○大臣委員 信用事業は專業による、その気持はわかりますが、しかし零細な資金を取扱う小規模の金融機関が、はたして專業でやつて行けるかどうか、この委員会でもいろいろ問題になりましたが、銀行等の支店、出張所等がずいぶん全国に多くなつて來た、このまで行けば、おそらく自抜通りは銀行になつてしまふのではないかといふような御心配がありました、一体専業機関が店舗を独立して持つていうよなことは、たいへん経費がかかることなんです。むろん事業につきましてボディーがあれば、それにくつづけて金融事業もやるということの方が能率も上るし、また同時にコストが下るというような考え方もある。問題は組合 자체の信用、あるいは組合員の経済力が考え方の根本になるのではない。兼業で行くことが一概に悪いわけではなかろうと思うわけです。また国民の貯蓄を吸収して行くといふようなことは大事なことでござります。ボディーさえしっかりとおれば、そういつたところに、嚴重な監督のもとに預金業務も一切許すというような行き方が、かえつて金融政策としてよろしいのではないかと、いうような考え方もあり得ると思ひます。これは新しく出て来たものではない、元あつたものですから、前にやつておつたときによいう弊害があつたのか、私はまだよく検討しておりませんが、前の実績をよく御検討願いまして、御再考願いたい。

す。ところが、これはもつばら大企業がその適用を受けるものであつて、中小企業については、特例価格の適用が除外されておる、あるいはまたそういう特例が、そういうものを対象として行わないでいるようにいわれております。この問題につきましては、先般業界から、たしか今泉監理官のお手元にそういう陳情が行つておるはずであります、少くともそういう特例の価格措置を行うということであれば、ひとり大企業に對してのみならず、一般中小企業に對しても同様の特典を講ずべきであるとは思ひます。現在大企業は特別の価格で供給を受け、中小企業は高い値で原料を買つて製品化する、されば大企業に對して中小企業は、この面においてもとうてい競争に勝つことはできない、そういうような意味におきましても、戦前においては、こういうような問題は、大体において均衡した価格によつてそれ／＼特例が指定されておつた様子であります。戦後においては、中小企業者のそれ／＼熟意のある要望にかかわらず、これらの陳情はいまだ何ら採択されていないというよな形であります。現在これに対してもういうふうなお考えであるが、ちよつとこの機会に伺つておきたいと思います。

い、こういう趣旨はござるものだ、なませ
ん。そうではなくて、中小企業であろ
うとも、たとえば輸出振興上どうして
も必要であるといふようなもの、国際
価格の関係で、高い外塩を使うために
どうしても太刀打ちができないといふ
ようなものに対しても——その一番の
適例はソーダー工業でござります。そ
れから塩を使う企業で、使う量の問題
でござりますが、たとえば原料のう
ち、一休どれくらい塩の量を使つかと
いうような問題が、一番原価構成上重
要な問題でございまして、中小企業で
も、御承知のように塩蔵用の塩、魚を
塩蔵するための塩は特別価格で設定し
てござります。これは、必ずも大企業
だけでございませんで、かなり塩蔵用
として塩を使う、こういうものは原価
計算上の構成分子からいつてかなり高
い比率を占めております。そういうた
めに塩を使つて、こういうものは原価
関係で、塩の価格を特別に認めてやら
ないと安い魚が家庭に入らないという
ものは、中小企業であつても、塩蔵で
ある限りは認めておるものもございま
す。先般御陳情になつたことは、よく
聴取いたしまして、現在検討は進みて
おりますが、塩の原価構成上の比率が
2%ないし3%くらいしか占めていな
い、それから塩を使う全体の量からい
つても、ペーセンテージがあまりにも
低いのではないか、そういうことが、
現在まだ政府としてそつた企業に
特別価格を設定するまでに至つていな
い理由でございまして、先ほど申し上
げました通り、大企業だからこれを認
める、中小企業だから認めないと、こう
いう措置はごうもとつております。

上必要であるというものについては、同様に認めて行きたい、こういうふうに考えております。

○春日委員 ただいま御答弁がありますが、問題は愛知県、埼玉県、あるいは北陸一帯に行われておる特殊建築業、土管とか瓦、こういうものに相当の塩が使われておるわけあります。これらのは、御承知のように久くべからざるところの建築資材でありますして、この点においては、輸出産業に劣るものではないと思うのであります。ところが、これらが塩の使用率が非常に軽少だと言われるのではありますけれども、これらの事業は非常に競争が激甚である、従つてたとえば二%でも三%でも、その塩の価格が原価構成のうち大きなウェートを占めておる。このことはいみながたいことでござります。いずれにしても、そういうような生産目的に使うこと以外に他意はない、しかも一錢でも安くコストを下げることとは、建設に役立つことであります。せつかくそういう陳情が行われておるのだから、いくら塩の使用のバランスーテージが少いかといつて――それは多ければ許可してくれるといつても、たくさん塩を使って塩辛い土管をつくるわけにも参りません。

そういうような意味合いで聞いて、彼らが累年にわたつて政府に陳情を統けて来たことは――そんなどうでもいいことなら、何回か統けて陳情するわけはございません。しかもそれらの中小企業の諸君は、塩の高いことが彼らの経営の大きな負担になつてある。従つて、この問題についてはひとつ急に御処理を願つて、せつかくただいま慎重に考慮中だと承つておりますから、

ておる。従つて、私は国民の名においてあなたに懇情、あるいは意見を求めておる。再三再四にわたる質問にもかわらず、その回答を遅延してこれを行わない。これは一体どういうことですか。そしてまた、その問題は一体どんなふうに進んでおるのか、この点について伺いたい。

それから開発銀行の問題についても同様でござります。中小企業者か、かつてそれ／＼の重要産業再建のために融資を受けた。ところがこれがその後の不況のために、かつて受けた金を返済することができないで、そのことが中小企業経営の大きな不振の原因になつておる。これを救済するために政府、議会も考えなければならぬが、それを考えるための資料として、一體戦後行われた、復興金融金庫によつて貸出された大企業に対する融資の残高と、中小企業に対する融資の残高が今どういう経緯をたどつており、しかもその見通しがどうであるか、この資料の提出を求めております。ところがこれまで今日まで御提出になつていなかつた。少くともわれ／＼委員がここで質問したり、資料の提出を要求したりしたこと、当局において最大能力をあげて、その翌日の委員会にこれを提出するだけの誠意と熱意があつてしかるべきだ。本日私がこういう苦情を申し述べることはまことに遺憾であると思ひます。これに対して政務次官は何と考えておるか。

す。管財局長、政務次官の御答弁を求めています。

○愛知政府委員 大蔵大臣は本日間もなくこちらに参ります。遅れることは申訳ありませんが、ただいま間もなく申るはずであります。

それから御要求の資料につきましては、ごもつともでござりますから、まだ出でないものがあるようありますが、至急督促をいたします。それが今銀行政局関係の資料は、明日午前十時までに御配付申し上げられます。

○春日委員 管財局の資料はいつですか。

○阪田政府委員 中小企業の機械の交換の問題につきましては、この前お尋ねがありますましたときに申し上げたところですが、御承知のように、国有財産法、あるいは国有財産特別措置法上なつておるわけであります。扱いいたしましては、三十万円以上の金額になる場合にはでありますし、特別の重要な産業の用途に充てられるというようなものにつきましては、二十万円以上の金額になるものについても延納を認めております。延納期間は、普通の場合は五年であります。他の用途に供するような場合には、十年というようなわけであります。そういうような場合、あるいは延納の扱いといいたしまして、現在の法律の扱いといいたしましては、延納はできることになつております。ただ、御説のような場合は、金額の問題、あるいは延納の担保の問題、その他問題で具体的に財務局、あるいは財務部と業者との間に話がつきかねる、こうしたことじやない

かと私ども想像いたしておるわけであります。

それで、具体的な問題となつておる事情を現地に問い合わせまして、個々の実際に応じて解決をつけて行きたい、このように私どもは考えておる

わけであります。

○春日委員 私が十日ほど前に申しました意見というものは、この法律によると、大体これはケース・バイ・ケース、その実情に従つて延納の特例を認める

ようになつておる様子でございます。

ところが、彼らが要請をしておりますところのものは、これは一般的な問題として、すなわち何千件にわたるか何

万件にわたるか知りませんが、今回全部にわたるか連合軍の好意によつて賠償機械の払下げを受け、古いものが出でますといふ、こういう新しい事態がここに発生をした。この新しい事態がおもに連合軍の好意によつて賠償機械の払下げを受け、古いものが出でますといふ、こういう新しい事態

おる。従つて、この法律でもつて新しい事態を律することにはやはり多少の無理があり、あるいは実情にそぐわない面が、その施行細則なり、あるいは定が行われる。古い機械の価格決定については、それもまたその価格査定が行われる。古い機械の価格決定が行われる。古い機械の価格決定は、おのずからスクラップの価格になつて参る。新しい機械の価格についておのずから市価の価格になつて来るということはいなみがない。市価よりも幾らか安い価格になることはあります。そういうけれども、しかしながら、それは古い機械、がた／＼になつた機械と、かつて軍需工場で使つた精密無類の機械とが同じような価格で査定されるというケースを現在はたゞつてない

形が同じであれば、それはただかかる。

○春日委員 それは違います。価格につきましては、相應のものととりかえず、従つて差額金といふものは出ないというふうに、あなたは原則としてはお見えになつておるようあります。従つて、その価格査定が行われる。古い機械の価格決定が行われる。古い機械の価格決定は、おのずからスクラップの価格になつて参る。新しい機械の価格についておのずから市価の価格になつて来る

ことと、そこを陳情が行なわれておるのと、それと、その陳情書をお読みになりましたか、なりませんでしたか、この点をお聞きしたい。

○春日委員 ただいまの交換の差金の問題であります。中小企業の機械の交換の問題といいたしましては、原則として同種の、また価格におきましても相應した機械を交換する、こういうふうな建前でございます。従いまして差金は出ない、出るとしてもあまり

大きい差額は出ないというのが普通の状態でございまして、そういうような意味におきまして、「一般的に非常に大きな処置に困るような差金が出る」ということは、今度の問題につきましては、想定していかつたわけではありません。ただ、やはりかなり高価な機械になりますと、その差額も相当な額になります。たゞ、やはりさような場合の措置は、個別的に伺つて、現場で

おおのづから出て来る、こういうようなる場合が出て来る、こういうようなる場合が出て来る。その出て来る

わけでございます。

○春日委員 私が十日ほど前に申しました意見といふのは、この法律による

と、大体これはケース・バイ・ケース、

その実情に従つて延納の特例を認める

ようになつておる様子でございます。

ところが、彼らが要請をしておりますところのものは、これは一般的な問題として、すなわち何千件にわたるか何

万件にわたるか連合軍の好意によつて賠償機械の払下げを受け、古いものが出でますといふ、こういう新しい事態

おる。従つて、この法律でもつて新

しい事態を律することにはやはり多少の

無理があり、あるいは実情にそぐわぬ

事態を想定しないでその法律ができる

ば、日本の独立ということはできないのです。そういう点、大蔵省は外資導入について一体どれくらいの計画を持ち、どういう考え方を持つてやつておられるかということを、ひとつ大臣から御答弁を願いたいと思います。

○小笠原國務大臣　ただいま外資導入につきまして具体的に話の進んでいるのは、佐藤さんも御承知の、例の火力発電に対する四千ドル余のものであります。これは昨日参議院の方の本会議も通りましたので、近く政府が保証することになつておりますが、大体七月中に話がまとまると考えております。そのほか水力発電につきましては、三箇年にわたつて約一億二千万ドルを申し込んでおりますが、これはまだ十分な話合いがついておりません。一応向うに資料を出して話ををしてやるのでありますて、そのうち五、六千万ドルは相当話が進んでおりますけれども、まだ具体化いたしておりません。それからあととの分、たとえば愛知用水の問題であるとか、そのほかの問題についても出しておりますが、これはまだ向うとの話合いが軌道に乗つております。現在のところでは、大体電源開発を中心とするものと火力発電のもの、これだけが話合いになつておる次第であります。御参考までに申し上げておきますと、現在日本が米ドルで九億数千万ドル持つております。しかしこれは佐藤さん御承知のように、大体いわゆる特需といわれる分の一年ちょっと分くらいしかございませんので、やはりじきになくなる——なくしては困るのでありますけれども、そう大きな金額として依頼するわけにも參りませんので、できるだけ外資導入が、筋が立

つて世界銀行等から入れ得るものは入れたいと考えておりますが、現在のところではそんなふうな段階でござります。
○佐藤(翻)委員 われ／＼は日本の産業の興廢を考えますと、外資の導入の導入のことについては、将来に向つていろいろ考えなければならぬ点があるかと風ります。最近問題になつておりますMSA援助と外資の導入の関係について、大蔵大臣はどういうふうに考えをおられるか、御答弁願いたいと思います。
○小笠原国務大臣 実はMSAの内容については、まだ私も何にも承知いたしておりません。ただ総理はこの間MSAを受諾したいといふようなことを申されており、また向うと今度話合いをするとなつておるのであります。が、どういう程度の金額で、またそれがどういうようなものかということについては、まだ内容は明らかでございません。明らかになりますれば意見を述べることができます。率直に申し上げて、まだ内容は承知いたしておりませんから、この際意見を申し述べることはちよつとできない事情でございます。
○佐藤(翻)委員 次に、金融、あるいは銀行問題について大蔵大臣の答弁を願いたいと思います。今中小商工業者、一般の国民は、税金の高いと、もう一つは現在金融面について非常に苦しんでおる。最近の不渡り手形の問題、あるいはやみ金融の問題、その他一般の人々が金融難に悩んで、相当大きな商社もつぶれそうになつておるということは、大蔵大臣御存じかと思ひます。しかるに現在特殊な地位にあ

る日本銀行が、こういう問題についてどうな処置をしておるのか。日本には大蔵大臣がなくて、日本銀行の監督する責任があるのです。裁があるかのようない面が新聞などに発表されるわけですが、一体大蔵大臣は日本銀行を監督する責任があるのであります。そういう点についてどういうお考えを持つておられますか。

○小笠原國務大臣 大蔵大臣は、仰せられましたと以前の、政策委員会ができます前の大蔵省との関係とは違うことは、制度の上でよく御了承のことと思うのであります。これはまずつと以前の、日本銀行と大蔵省との間問題につきましては、一万円紙幣等の問題でございまして、そこでは、枚数においても金額においても著しくふえておる状況ではございません。しかししながら、朝鮮事変がああいうふうに休戦の見通しが濃くなつて参りましたことと、それに基づいて、幾らか前途の注文に対する不安を感じる向きもございましようし、それからまた多少予算上の措置が遅れておるために、出るべきものが出ておらぬ。一例をあげますれば、中小企業金融公庫法案も、この前通つておると百二十三億の金が実は出でるわけあります。そういうものも出でないと、いつたような事柄等もありますして、いろ／＼原因はあるだろうと思いま

す。しかし佐藤さんも御承知かと思ひますが、最近破綻を示しておる大きさの方の会社の例を見ますと、一口に言まば、これは相当経営がずさんで。やいぶん乱暴な経営をやつておつて、はなはだしののは、帳面につけていない債務が資本金の三倍にも達しておるというような乱暴な経営をやつておる。そういうこともあるので、これらについて私どもよく見ますと、実はあまりよそへ波及するようには考えておりません。また全般的な問題でないことは個々の会社の実例で大体ごらんを御持つておると思うのであります、御知のように、大体大きい企業はみな中小企業の下請とか、いろいろな関係を持つております。その余波が及んで行くので、こういうことをできるだけ防ぎたい。かように考えておるわけ合いであります。まだ一般問題となるほどなく、その状況ではありませんが、しかし過日も申しましたように、経済圏といふのは一つの有機体をなしておるのでありますから、一角に起つて来る波がほかに及ぶことがありますので、その点については十分注意し、また日銀の方とも連絡をとつて、誤りのないようによいたしたい、かように考えておられます。

指摘されましたが、少くとも銀行が
の大きな建物をつくり、各所至るところに支店を設けておることは、おおむねことのできない事実であります。この
点からして、われ々は銀行がこう
うふうな利益を上げているとするな
ども、大衆は金を借りることがで
きません。なほ今、日本の現状でござ
います。そういう
ば、一体大蔵大臣はこれを国家管理
あるいは国営に移す意思があるかど
うか、この点ひとつ大臣のお考えを承
たい。

のでのであつて、やはりこれはきわめて正しい公共的意味を持つた営業であるといふふうに私どもは考えておる次第でございます。しかし公共的性質を持つておるだけに、これらの公共性にもう少し適してもららうように、今後ともこれを進めて参りたい、またでき得るだけ指導して参りたい、かようになります。

についてみますと、大体その三割といふものは中小企業に出しております。これは地方銀行の性質上そうなつておると思います。この方は、金額におきましてはあまり減つております。それは、もつとも貸出量から見ますと大きいもので、おそらくこの両方で六千億以上に達しておると考えておりまよ、自己会員証、これは出資をやめ

度においてはこれくらいでいいのではないかと考えております。しかしながら度等に必要に応じてこれを増額して、中小金融の円滑化に努めたい、かように考えております。

○千葉委員長 佐藤君にお諮りしますけれども、大蔵大臣に対する質疑は非常に多いのですから、なるべく簡単に……。

ということになつておるのであります。が、この点大藏大臣はどう考えておるかという点が第三点であります。

第四点は、御承知の通り今平衡交付金の問題とか、あるいは地方が非常に財源に困つておりますて、大藏省にいろいろな注文があるわけでござりますが、そういう点について、地方税と國税の問題について、もう少し根本的に調整する意図があるかどうか、この四点

だん／＼税を減免するという方法をとつて、今度も納税すべき者の額を若王さん高めて、從来から申せば、そこまで行かなかつたのであります、今度は日額一万五千円、大体年収十八万円までは税がかからぬようになつておるといふうぐあいに措置いたしておりますし、もつとも佐藤さんからいふと、ではついて二十万円までやれといわれるが、かもしませんが、そやると、実け

○佐藤(農林委員) われへば少くとも銀行の社会性というものを考えておられますので、資本主義を謳歌される大臣にいくらそんことを言つても

は
国民金融公庫 これに資する所
しましたり、貯金運用部の金を出し
したり、あるいは預託をしましたりし
て、いろいろなことでこれを動かして
おります。さうに中小企業のへゆる

この問題は、おとがけ問題は大いに一つ伺いたい。政府は盛んに減税を々々といわれておりますけれども、われわれが選挙区に帰りますても、一番大きな問題は強金の問題であります。逆つ

点についてお尋ねいたします。
○小笠原國務大臣 税制の現状は、私ども改める必要があると思います。そこで今度中央地方を通じての根本的税制

九百億ぐらい税収の不足を来すこととなるので、私どもは一応この程度にしておりますが、いずれにしても、低いものをやるという考え方で、減免する措

黒川洋一議員の質問に答へますから、これ以上申しませんが、ただ現在中小企業に対する金融というものが非常に不足しておることは、これはいくら大蔵大臣がいろいろ答弁されましても、最近のやみ金融の事実を見ればわかるわけであります。そこで国会における大蔵大臣の演説の中にもございましたが、もつと国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫なども拡充して、思い切って国家の資本を出して、徹底的にこういう方面を救う意思があるかどうか、この点について大蔵大臣の答弁を願いたいと思ひます。

商工中金というものにつきましては、これは御承知のごとく相当出資もあるやしておられますし、債券も引受けますし、さらに預託等も増加しておりますことは御承知の通りと思います。それから中小企業金融公庫は、昨年御提案申し上げたのは、たしか政府の出資が三十五億円、それから資金運用部の金が五十億円、八十五億円であったと思いますが、今御提案申し上げておるのでは、出資が八十億円、それで資金運用部の分が二十億円、こんなぐあいになつておりますし、内容においてはよほど改善されております。これは佐藤さ

てこの税金がえらいことは、国民一般が身にしみて知つてゐるわけであります。こういう点について、大蔵大臣は、税法について根本的にかえりのう思ひがあるかどうかという点が第一点。

それからわれくが受ける陳情の中で、大蔵委員会が一番心配しておりますのは物品税の問題でございます。これは今七十二種のものだけがかかるておりますから、あとのものはだんく減らされて参りましたけれども、この二百億のため中小企業者は困つておるわけです。このため、物品税を禁止

制の一大調査会をつくりまして、最近に発足して、いろいろその方の協議をいたしました。その結果に基いて、税制の根本的改革をやりたいと思つておられます。いわゆるシャウブ勧告に基く税制といふものは、よい点もたくさんございましたけれども、同時に日本の実状に合わぬ点もあるのでありますて、特にたとえて申しますれば、固定資産税のごときものは、町村でとる、そこでただいま大きな工場のあるところは、非常に大きな財源を得ておるが、すぐ隣の工場がないところは、何も財源がないので、住民税その他に

置をとるつもりであります。さらに累進的のものはどうなるか、これはさようなくらいにしておりまして、この前の税制でも今度の案でも、累進的に、以前に比べれば高額所得者によけいに払うことになつておることは、今度の改正案を見てもよくわかることがあります。そんなときことと思うのであります。なぜ富裕税を廃止するのかということ所尋ねであります。富裕ということを得ということは一致しませんが、富裕税で払いにくいものが相当あります。のみならず、この前のはたしか十一億が十二億しかし税収がなくて、微税費など

○小笠原国務大臣 中小金融は、日本の中小企業の重要な支えであります。その点につきまして今

んに説明するまでもなく、その八十億
という出資は無利息の金でありますか
ら、逆つて内容はよほど改善されてお

する意思があるかどうか、これが第二点。

非常に不公平なことが行われておる、これは一例をあげるのでござりますが、そらへようなべあへござへま

ちらが多くなるかわからぬというので、私どもはむしろ所得税で行くのがほんどうであるといふ考え方から、そ

お話をございましたが、大体銀行を調べてみますと、いわゆる六大銀行とか、あるいは都市における大銀行につきましては、従来中小企業に対する貸出し量が二割五、六分に達しておつたのが、最近では一割八、九分に減少しております。従つて私どもは、これをもう少し出してもららうというぐあいに進めておるのであります。それから地方銀行

ります。そのほか開発銀行から引継ぐ分もありますので、当初において百二十三億円がを貸出することに相なります。が、あまり貸出して足らぬ場合は、もちろんそれに対する措置をとりたいと思つております。私どもこれで足りるとは毛頭思つておりませんが、今の財政投融資の関係から申しますと、初年

第三点は、高額所得者が減らすところになりますが、そうすると高額所得者は——これは、富裕税が出るときにいろいろ、うまくいくつをつけて富裕税をとつたのであります。今度これがうまくできないというので、富裕税がなくなるということになるのであります。そうすると、今度は高額所得者については、累進課税をしたらどうか

して、この税制の根本的改革は、もう少し日本の実状に合うものでぜひやりたい、かように考えておる次第でござります。

次に、税制に対し、いろいろ今の税金の賦課について苦情がある。このことは私もよく聞いておりますが、御承知のごとくに、所得額の低いものに

そういう形式的な富裕税を廃止する、富裕税といふと何だか富裕らしく見えのあります。が、実はそうではないのだから、収入の伴わぬそういうものはやめたらよかろうというので、廃止することにした次第であります。

で得るだけこれを減して参りますと、品目が非常に少くなっていることは御承知の通りであります。但し、これらも漸次そういうふうに少くする、減ずる方、あるいは免ずる方に持つて参りたいと思つておりますが、これは税収その他の関係もありますして、一気にそこに持つて行けぬ状態にあるのであります。

地方に対する平衡交付金の問題であります、この問題につきましては、今申し上げました税制の財源が偏在しておる点で、非常に公平を欠いておる点が少くないよう思います。従いまして地方税の、いわゆる中央地方を通ずる税制の改革をやしまして、この改正に基いて、平衡交付金をもう少し公平に持つて行けるようにいたしたい、かように考えておる次第であります。

○千葉委員長 関連質問といいたしますて、本名君に質問を許します。

○本名委員 大臣にちよつと伺いたいと思います。この委員会もほとんど毎日のように開かれております。開くたびに必ず中小企業の金融問題が取上げられます。今も佐藤委員から詳しいお話をありました。私は重軌を避けたいと思いますが、先ほど佐藤委員は、大臣は資本主義に立つて中小企業の問題を取上げておるとかなんとか、えらい言葉で言つておられましたけれども、一向取上げてもられないだろうという意味のことを言つておられたのであります。そこで私は、大臣のお考えを伺いたい。実はいまさら一体中小企業金融対策をどうするといつても、御答弁は、大臣初め各政府委員みな同様の御答弁である。それでは中小企業

者、零細国民は納得しない。私はそこで大臣の端的な、ほんとうの腹の中を聞きたい。中小企業に対し、政府として一体どういう心構えで対処するか。わかりやすく申し上げれば、元の大蔵大臣は非常にうまいことを言つた。りつばな標語を掲げて、国民の前に中小企業対策を訴えた。それは貧乏人は麦を食え、あるいは中小企業者は五人や六人は死んでもかまわない、こういう言葉は、内容は私どもは絶対反対であります。が、こういう言葉こそはなか／＼うまく腹の中を表現されたものだと思う。大蔵大臣も就任以来一箇月余でござります。今日のこの巷間の苦しい中小企業の実情を眺め、また委員会その他の会合において盛んに訴えておられるこの言葉をお聞きになつて、池田さんの標語にまさるとも劣らない端的な大蔵大臣の腹の中を、お話を願いたい。

なか／＼簡単な問題でないと存じますので、大蔵大臣はひとつそれを取上げて、御研究をいただきたいと思ひます。とにかく私どもいたしましては、一般の金融機関に範をたれるのが、政府関係の金融機関でなければなりません。とにかく私どもいたしましては、一般的に認識しておりましたならぬとして、取上げたい問題もあつたかとされません。しかしながら、この公牛性を十分に認識しておりましたならば、ああいう態度に出られないはずである。これに對して、将来どういうふうに対処されるか、この御意見を伺おきたい。

政府が考えるということに至るところに、問題のキー・ポイントがあろうと思うのであります。ところが有効需要の喚起の方策としては、まず購買力を確保する措置といふことになります。たとえば農民の購買力は二重米価制により、あるいは一般労働大衆の購買力は、人事院の勧告するベースの実施など、あるいは夏季手当云々というようなどことになつて参りましょう。こういう国内の有効需要を確保する措置は、政府は全然つていいない。それならば、一体海外の輸出の有効需要といふ問題について、政府は何をやつておるかといえば、先般あなたの本会議における「そんな関連質問があるか」「前提だ」と呼び、その他発言する者あり)そこで私はお伺いをしたいのです。いよいよ、先般東南アジア貿易を振興する「東南アジア貿易の振興」というお話がありましたが、現実には、私は何らなされていないのではないかと考えられる節が非常に多いのですが、先般、あなたが通産大臣当時であられましたが、たゞえればフィリピンにおいて、インターナショナル・フェアがありました。そのときに、西ドイツその他世界各国が生産品をそこへ陳列をして、自分の国(日本館)といふのはない。そこで私は在外事務所その他に寄つて聞いてみると、これについては通産省に対しても、こういうよい機会だから、この機会を逸することなく、ひとつ日本館をつく算がないとかなんとかいうことで、結

局その輸出ルート再開の好機を逸して、日本館だけがインター・ナショナル・フェアに参加がフイリピンと商売を始めようといつても、本年一月に何年ぶりかで開かれましたインター・ナショナル・フェアに参加の機会を逸したということは、口に貿易再開、あるいは東南アジア貿易云々といったところで、現実にそういうような事に臨んで機宜の適切なる処置を果していないあります。あるいはバキスタン貿易についても、これは昨年の十二月に日バ協定が満期になつてしまつたが、少くとも十二月三十一日に満期になるとすれば、十月か九月ごろからいろいろと交渉して、引続いて一月一日から商売のできるような態度をとらなければならぬ。ところがこの問題は、御承知の通り一月になつても二月になつても、十二月に満期になつたままその問題はすき置かれて、その間において大きな問題が起き、それが世界の綿花、綿布の恐慌の一要素になつて、いたことは御存じの通りである。こういうように尽すべきところを全然お尽しになつてない。さらにまた中共貿易についても同様であります。総理大臣は、これは全然見込みはない、かりに期待したところで大したことはないといつております。少くとも商売といふものは、買つてくれ、買つてくれといろ／＼と努力をしなければ販路といふものは打開できない。ところが中共には四億何千万人というような大きな購買力がある。ところが、こんなものは商売をやつたつて大したことないといふのは打開できない。これが中共には四億何千万人といふいう態度で臨んで、はたして中共貿易が立つて行けるかどうか。たとえば總

理大臣は、中國貿易というのは、戰前は滿州を含んでおつたというが、今日の中共も滿州を含んである。従いましてこの中共貿易、それから南方貿易、特に東南アジア諸地域は、これは社會的立場でありますので、あるいは自由黨の政權を彼らは相手にしないかも知れない。しかしながらその過程においても、なおかつ実際的にそんな商品見本市があつたときには、どん／＼その機会を逸することなく適切なる処置を講ずべきであると思うが、政府は國にやる／＼といっておりながら、何もやつっていない。これではたして今日の中小企業の救済、あるいは經濟のこのペニック寸前の姿が、あなた方の力によつて救済できるかどうか、これに対する見通し並びにその対策いかん。

ことは当然であります。従つてどういう政策を是正するために、今日あらためてこの日銀政策を委員会の中に労働者大衆の代表、あるいは中小企業者の代表を加える意思ありやなしや、この点御答弁を願いたいのです。

それからもう一つは、外資導入の問題についてであります。外資導入の問題は、今回四千万ドルの問題が解決したけれども、実際においてあなた方がとつておられるところのウエートといふものは、再軍備的外資導入に重点が置かれて、一般的な平和産業に対する外資導入については、なお等間に付せられておるのそりを免れがたいと思う。私は南方諸地域をいろへ梶察して参つたのであります、インドにおいては、イリゲーションのためにボイント・フォアの一億何千万ドルかが入つておる。あなたが提唱しておられるところの愛知用水なんかは、ボイント・フォア計画の六億ドル資金を対象として交渉すれば、必ずしも輸出入銀行や開発銀行とかいうものを対象としては、なおかつこれの解決の道はないであります。なおかつこれは政府はばかり得ると思う。ボイント・フォアさんあります。これは同時に並行的にアジア開発——日本を含めたアジア開発計画の世界主義計画というものはたくさんあります。これは同時に並行的におやりになる必要があると思うが、これに対して政府はどういうような交渉を行い、どういう見通しの上に立つておるが、その点について御答弁を伺いたい。もう一つは、現在の商業銀行が大企業に融資を偏重して、中小企業に非常に少いということは、金融のデータが正確に示しております。このこと

ことは当然であり、これが実態であります。また最もしない附加価値税を法律で認めて、アメリカの強権に対しては、まるでバンバン的にこれに追随して、しかも実際的にはこれを実施もしないで、中途半端な税体系を今日まで国民に押しつけて来た。その結果、今日このような大企業といわば、中小企業といわば、一般労働大衆といわば、この税に対する不平不満、そのことから來た経済的混乱、生活の窮屈、こういうものがもたらされて来ておるが、この附加価値税に対する処置を含めて、税体系の整備をするといつたために、緊急すみやかなる処置が必要であると思うが、これに対するあなたの所見いかん、以上四点についてお伺いしたい。

中華人民共和國農業部農業科學院植物保護研究所編

おつて、私はな
い」ということ
で、御承知だらう
が、本日は午前
ませんのでお伺
いの点はどうか御
質問にお答えを
う。この間の南方開発の問
題を承知のことく、
は賠償問題その
あつて、特にア
サモは相当悪化し
たが、これ
おりませんで、
その次に、
たが、これ
し上げまし
る税制の根
人選中であ
ります。

とと考えております。の次に、中小金融への商業についてのお話でございま
れはさつきも申した通り、
は相当努めておるのであり、
割合大都會を中心とした銀
出しの率が減つておるの
に対する努力方を頼んでお
る次第でございます。そ
ういう観点で何割貰すときめ
きめの率が減つておるの
いう考え方、実は持つて
います。だな
は適切な措置で、
が快く日本の本業
を確立されてい
れる必要性を
ておきます。

の役務賠償なるものは、斐伊士亞では断じて拒否すべきだ、あなた方が実際問題としていいはビルマ方面においてはインドネシアにおいても見が強いのであります。従つては、この点について、政府からこの点について、政府は、彼らの商品を貰えるような態勢を講じて、そつとして彼らの商品を貰えるような態勢を講じることでなければならぬと思ふ。これが實際効果の上る方法は、彼らの貿易を開こうと思えば、感情をやはり何とかして緩和することを一応実質的に解決することを、私は強く希望さうるので、この点申し上げます。

しておるのでありますから、さよう御了承願います。

つております。今御指摘になつた附加価値税といふものは、理論の上からほんまに考えられるが、実際日本の実情に合わないので、今まで行われていないことになつております。今まで行なつておられまして、税といふものは、お互ひに国民が納稅するものだから、やはり一番國民に納得の行く、そうして了解しやすい税でなければならぬので、今後この点について根本的に税制の改正をいたす所存であります。

○春日委員 そこで東南アジア貿易の問題でありますべつ、いろいろやると書いておられるけれども、現実には大したことではやつておられない。現に大した成果が上つてない。特に御指摘を申し上げたいことは、今度の役務賠償のことは、フィリピンなんかの新聞を読んでみますと、向うは、軍事侵略で達せられなかつた志をこの経済侵略によって日本が行おうとしているのだ、

そ
は、す
が、と
いと
なら
たか。
加価
いう当
に混
ると
きな異
前にう
どうか
す。
○小
答弁
問題を
つづ
ようか

これは理論上日本の実情を考慮すれば、たゞいま一つつづいて、その罪悪感が半端な税制乱を生じて、どうしたことか、附加価値税が背骨であるからもあるからである。ただいま述べたのと並んで、この問題は、たゞいま一つつづいて、その罪悪感が半端な税制乱を生じて、どうしたことか、附加価値税が背骨であるからもあるからである。

臣 私は、
　　なくて、昨
　　、税制の規
　　れによつて
　　めたいとい
　　とを伺いた
　　としては、
　　に沿わな
　　ておりま
　　あなたの方
　　素地をつづ
　　現在の税制
　　あなたた
　　ればなら
　　を謝する幸
　　めたいとい
　　とを申し上
　　に申し上
　　に関する御
　　の御答弁を

によりま
に問題であり
おもしろ
いのででき
す。できな
は法律化さ
体系にこの
おるが、そ
方自由党の
く産業經
くり上げて
思がある
たいと思い
できない
附加価値税
根本的調査
実情に合
うことを

申う会のとまされないすますと
まおううおお附れいなうすと
お内規にとて、十分給付金を予算が
員会が、このようにして行ないます。これは
悪いものはないが、それが軽んじられ
つしゆがす。が、そのことは、

うふうになつております。十分の誤解ないようになりますから、この点は中にはこもつともな点ありますから、この点はたいと思います。
ほど私が申し上げたこ臣お答えになりましたらぬでもない。予算委ことわかりますが、ても、この法案が通りならない。これは並行ばならぬものであります。お考へいただきたい。も衆議院でも、一つのいますが、予算というくて、普通の委員会がうな態度であります。でもないことであります。計算委員会に一時間いらほかの委員会にも一時

臣 私は、できないと
なくて、附加価値税の
、税制の根本的調査会
れによつて実情に合う
めたいということを申
とを伺いたいと思いま
すが、あなた方自由党の大
き地をつくり上げてお
が、いろ／＼産業経済
の御答弁によります
ところではおもしろい
に沿わないでできな
ております。できない
あなた方は法律化され
現在の税体系にこの附
となつておるが、そ
ればならぬ。今国民の
を謝する意思があるか
とを伺いたいと思いま
はビルマ方面において
な意向がフィリピンに行
は断じて拒否すべきだ、
は決して行かないとい
ふべきだ、

易を開こうと思えば、
店をやはり何とかして緩
果の上の方法は、彼ら
講じて、そうして彼ら
品を買えるような態勢
とが、私は強く希望さ
るので、この点申し上げ
に申し上げたいこと
に関する問題であります
の御答弁によります
としておもしおりません
に沿わないのでできな
ております。できない
あなた方は法律化され
現在の税体系にこの附
となつておるが、そ
ればならぬ。今国民の
を謝する意思があるか
とを伺いたいと思いま
すが、御承知のように、役務とい
うことは、あのサンフランシスコ条約
にうたつてあるのです。日本の
は日本人の生活水準を下げない
でやり得る範囲であつて、それはサー
ビスというふうになつております。も
つともアンド・アザーワイズといふ言
葉も入つておりますが、役務であると
については、もうフィリピンの方とも
了解がついて、近く議會にかかる——
ありますて、特に今御指摘になりま
したが、たとえば役務である沈船引揚げ
が、運輸委員会ですから私よく知りま
せんが、そういうふうになつております
して、この点は十分の誤解ないよう
お願ひいたしたいと存じます。但し
いろいろ仰せの中にはごもつともな点
もあるようすでありますから、この点は
十分検討いたしたいと思います。

○内蔵委員 先ほど私が申し上げたこ
とについて、大臣お答えになりました
が、それはわからぬでもない。予算委
員会がお忙しいこともわかりますが、
予算が通りました、この法案が通り
ませんと何にもならない。これは並行
して行かなければならぬものであります
。この点よくお考えいただきたい。
これは參議院でも衆議院でも、一つの
悪いくせだと思いますが、予算とい
うものは何だか重くて、普通の委員会が
軽んぜられるような態度であります
が、それはとんでもないことであります
。だから、予算委員会に一時間いら
つしやるなら、ほかの委員会にも一時

聞いたらつしやるというようだ、これは並行して行かなければならぬのであります。予算委員会に行つてはいたから高けていいるのじやないぞということは、決して私が申し上げたことに対する御答弁ではないのであります。そのことは大臣よくお含み置きいただきたいと思います。そしてあすから連日お出でいただきたい。あなたがお越しになるのをわれ／＼は非常に首を長くしてお待ち申している。こういう気持を持つておるということをよく御記憶いたしまして、どうぞあすからぜひお出まいただきたいたいと思います。

○小笠原國務大臣 今内藤さんが言わ
れたことは、できるだけ努めるようう
いたします。
○千葉委員長 ちよつと速記をとめ
て……。

○千葉委員長　速記を始めてください。
〔速記中止〕

○井上委員 私時間を非常にせいでおりますから、二、三點だけ質問いたします。第一は、大藏大臣は施政方針演説におきまして、本年度予算編成の前提となる経済諸事情には、当面急激なる変化を生じないというふうに考えましてこの予算が組まれておる、こう言つておりますのに、この大臣の施政方針演説をずっと読んでおりますと、国際收支と貿易の問題について「国際收支の現状及び将来は決して樂觀を許さない」というふうなことを申されておる。そうしますと、予算の前提になる経済事情の変化は当分ないという見通しに立つて二十八年度予算は組まれた。しかるにその説明の内容において、国際收支の現在及び将来は樂觀を許さない

もので埋めておりますが、これについで一億ドルくらい減りますが、これについで今年は、輸出はこの間のボンドの向うとの協定によつて前年よりもあえることに協定されておりますので、二十八年度は、これはかわりがないものと見てよからうと思います。しかばね二十九年度はどうか、どういうううに見ましても、この点については私はそうちわりを認めないのであります。しかし日本全体としてみれば、今お話をなつたような、世界的に貿易縮小の傾向のあるときでもあるし、また特需その他ものの内容もかわつて行くであろうし、またそういうものも多少先行き減るものという考え方を持つ方が適當であると思うので、先々は非常に楽観を許さないという意味で申しておるのであります。当面の問題について樂觀を許さぬということを申しているのでないことは、そこをお読みくださいるとよくわかるのであります。この点私どもは何ら矛盾をするものではない、かよう考えておられます。

○井上委員 そこまで抗弁をされるなら、もう議論の余地はありませんよ。日本の文字をそういうように御解釈されるなら、まつたくそれは議論になりますから、私はこれ以上申しませんが、問題は、政府は国際收支の現状を維持することができるか／＼前途困難であるというところから、朝鮮休戦に伴つて輸出振興に必要ないろ／＼な具体的な政策を打出されている理由はここにあるうと思う。従つて、そのことが国内のいろいろな面に影響して来ることは当然であり、これがわが国経済、財政及び税制の上にまで影響して来ることには、それ／＼の専門家において論議をされているところであります。そういうことを一々ここで議論をすることは、時間が許しませんから申し上げませんが、われ／＼は前途なかなか樂觀を許さないと立場に立つてものを考え、引締めて行くことが今日必要じやないかと考える。そういう面で、一番大きな犠牲なり、しわ寄せられて下積みにされるのは、中小企業と労働庶民大衆であります。この中企業と庶民大衆に対する打出しの政策は非常に貧困であります。コスト引下げに対する政府の手厚いいろ／＼な対策、貿易振興に対する必要ないろいろの政府の政策といふものは、ことごとく中小企業以上の大産業を中心とした政策が中心になつてゐることは、一目瞭然であります。そういう点から、特に中小企業の振興に對して、またこれの一一番大きながんになつております金融問題に對して、もつと政府は親切な、率直な見解を発表される必要があると思う。単に新しく中小企業の金融

公庫を設けて、その資金百億を準備したこと、たとか、あるいは国民金融公庫に多少の資金を増額したとか、そういうことで現実の金融難の問題は解決できません。あなたみずから御答弁をされておられますように、今日市中銀行の貸出し状況を見、商工組合中央金庫の貸出状況を見、また国民金融公庫の貸出状況を見ました場合に、一体どういう状態になつておるかということを、あなたはよく御存じのことと思う。こういう片寄つた金融状況の中に置かれている中小企業が、やむにやまれず高利のやみの金融にたよつてようやくその日を切り抜けておるというこの実情を、あなたは一休どう見ておるかといふこと、すでに全国に約一万のやみ金融業者があり、これが取扱う金融高は現在のところでもつて約四、五百億といわれておる、これをおなははどう見るのでですか。この実情をこのままほつておいていいとお考えになりますか。大蔵大臣としてこれに対する何か対策をお考えになつていますが。この点を具体的に御説明願いたい。

いろいろ／＼かやり方が特に必要であります。あるいは組合を強化するとか、各種のことが必要であります。それで私に私通産業省における時分に、いわゆる中小企業の診断等の企業診断を行つておりますと、それに基づいていろいろ／＼処理したいために、約九千の工場と約四万の商店を調査しましたから、相当まとまつた診断書が出来て来るかと思います。それに基づいて対策を立てるにいたしたいと思つておるのであります。その対策の一つがやはり金融だと考えるのであります。しかばね金融についてはどうかと申しますと、金融については、從来とも中小企業金融に相当注意を払われておるのでありますが、しかしそれうち最も欠けておるもののがいわゆる事業の合理化をするとか、各種のことをやるについても、中小企業者が長い資金を持ってないという点であつたので、安定した長い資金を供給する、こういう建前が中小企業金融公庫となつて、今度皆さんの御協賛を経れば、これがスタートして参ることになるのであります。あと問題は、大体零細なものについては国民金融公庫があり、中小商工業者に対しても商工組合中央金庫があります。今申します中小企業金融公庫ができますと、大体これで形は整つて参るのであります。あと、これでどういうふうに資金を融通していくかということは、今後の実情に残されていふと考えておるのであります。実情に即しまして、これを持つて参らなければならぬと思っております。しかばねやみ金融の対策はどうか。

金貸し業者は、政府の方で認めておられるのがたしか一万ちよと以上あります。これは、どうも從来とも資金業者といたるものはないものであります。金業について、これを整理するとかやめさせるとかいうような考えは持つておりません。但し法のうちを越えなれば金業について、たとえば貸金業者で、借入金という名前のもとに一般から實質預融にもいろいろあります。またいろいろ金になるようなものをとつておるものについては、これは嚴重なる法的措置をとりたいと考えております。その金に金になるようなものをとつておるものについても、それは厳重なる法的措置を行くところに、いわゆる經濟の有機性があるのではないかと思う。それをこの点はいかぬ、この点はいゝ、これはあなたはどういう御主張のとどにおつしやつしているのか、その点は少し了解しがねますけれども、そういう点で、だん／＼実情に即してやつて参ればいいのではないかと考えておる次第であります。

は、資金むくの関係だけではなしに、いわゆる担保物件がながつたり、相手方が得心するだけの保証人がそろつたりしているものであります。この説明を読んで、いわゆる市中銀行から借りられない人を対象にいて、中小企業の庶民金庫をつくっているわけでしょう。だから市中銀行から借りられる人は、庶民金庫には来ないのです。それを市中銀行と同じ感覚で調査をし、貸出し条件をそろえようとするから、貸せぬことになつてしまふ。対人信用はちつとも考え方です。あくまで物件信用です。対人信用をもう少し多く取入れるべきではないかと思う。ほんとうにその人がまだはじめにやつておるならば、そのまじめにやつていることの実績を信用して、わずか十万円か二十万円が貸すのですから、そのくらいのものは、信用されて貸し出すようにしてやるようになります。それと、行き届いたあたたかいやり方がほとんどされない。そのようなことにつけ、ほんとうに行き届いた措置をやるべきではないかと私は考えます。

政府としては方針をきまらぬよりります。すでに参議院の方でも法案を提出して、政府に実施を迫ろうとしたとしてあります。今日の段階になつて、しがつかりされたことが必要ではないかと思ひます。本予算がいよいよ最終段階に入つて来たとき、あなたとしても出すなら出す、出さぬなら出さぬと、この際は思ひますが、具体的にあなたの所信を伺いたいと思います。

○小笠原國務大臣 今、国民金融公庫の貸出しの問題であります。あなたがおなじみのように、対物信用のみに重点を置いていましたが、申されました。あれは対人信用であります。お調べください。申されましたが、あれは対人信用でできることは、お調べください。よくわからず、申します。またもつと貸し出したいのですが、やはりこれは、国民のたつともいい税金から成り立つていて、資金でござります。さように簡単に申しますので、さうに簡単には参らぬことは、おわかりが願えることと思うのであります。しかしながら私どもは、信用保証の限度を高めるとか、信用保険の付保率を高める、こういうことを考へることによって、だんづこれを広げて参りたいと考えておられます。

さらに入事院の勧告があつたらどうかというお話をござりますが、これは率直に申し上げまして、現在の財政状況では、この勧告を受入れがたいと存します。

それから夏季手当等の問題につきましては、先般予算総会で御決議がありました。それは十二月十五日に支給すべき分を一部繰上げ支給することについての御決議がございました。これに

べての私どもがおもとよりお話をいたしましたが、大分長く考えておるのじやないかといふことでござります。実は長く考えたことはなくして行けるほど財源措置があつたば、私どもは長く考える必要はございませんが、そういう次第で、さらに検討を完しておる次第でござりますが、な、さよなら御了承を願います。

○千葉委員長 時間も大分経過いたしましたので、午前中はこの程度にとどめて、休憩いたしたいと思います。

なお本日は午後二時から中小金融及び類似金融対策について、四人の参考人の出席を求めておりますから、お金をおき願いたいと思います。

午後零時五十一分休憩

午後二時二十八分開議

○内藤委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。

午後は、本委員会における国政調査の一環として、中小金融及び類似金融対策に関する件を議題といたします。

本件に関しましては、参考人の方々の御出席を求めておるので、これより参考人の方々より本件に関する懇懃の御意見を拝聴いたしたいと存じますが、この際委員長から「言ひあわせたい」と申します。

最近における国際情勢の変転の影響を受けまして、国内景気も次第に不況の様相を深めて参り、特に中小企業は、その性格からいたしまして、不況に対する抵抗力がきわめて弱い關係上、不況のしわ寄せを深刻に受けまして、その結果が現在の中小企業の金融難として端的に現われているのであります。中小企業金融対策として、從来

からもいろいろの施策が講ぜられ、また各種金融機関におきましても、中小金融の流通にはせつづく努力されておると思うのであります。が、決して現状をもつて十分とは言い得ないのであります。また既存金融機関の間隙を縫いまして、昭和二十五年ごろ発生いたしましたいわゆる株主相互金融は、その後ます／＼発展しまして、今日ではその資金量も数百億円に達するという盛況を呈しております。零細金融に対するその社会的役割も必ずしも無視することができます。これが、一に中小金融に対する政府の施策等が必ずしも当を得ない結果とも見られるのであります。單にこれを取締るだけでは、問題の解決にはならないと考えられます。さらに保全経済会など匿名組合組織による利殖機関の横行も、金融秩序の維持上、荏苒これを放置することは適当でないと考えられるのであります。本委員会におきましては、以上申し述べました中小金融対策特に株主相互金融のような類似金融にいかに対処すべき御意見を拝聴いたしまして、本委員会の審査の参考に資したいと存ずる次第であります。

れば、あとでお許しいたします。お一人の発言時間は大よそ十五分ないし二十分程度でお願い申し上げたいと思います。それでは千金良さんからひとつ……。

○千金良参考人 私がただいま御紹介にあづかりました千金良宗三郎とござります。お尋ねの中小企業金融並びに類似金融のことを申し述べますに先立ちまして、一般的な金融事情を少しく申し述べておきたいと思います。

まず最近の預金の状態であります。最近の預金の状態と、それから貸出しの状態、それに契連しました原因等につきまして簡単に申し述べましてから、中小企業の金融のお話に移りたいと思います。これは時間の関係上、ごく簡単に申し述べますが、預金の状態は、結論的に申しますと、非常に伸びが悪い。昨年の同期——同期と申しますと、二十八年の一月から五月まで、この間の期間を見て比較してみるのであります。昨年は二千二百五十五億円、これだけ預金があえたのでござります。本年は同期におきまして、預金の増加高は四百九十七億円、すなわち四分の一にも足りないという状態であります。これはもとより粉飾預金の整理というようなことも多少は影響しておるのであります。これはもとより非常に軽微な原因であります。でも大きく大きな原因というのは結局財政資金の受払い事情、すなむち引揚げ超過の状態、それからその次は輸出の不振であります。

次に、銀行の貸出しの状態を申し上げますと、やはり同期におきますと貸出しの増加高は千九百十三億円であります。これは昨年の同期において

も、やはり二千百二十二億円という増加高でありますからして、幾分下まわっておりますが、大してかわらない。
それから日本銀行の貸出し状況を申し上げますと、昨年の末以来、都市銀行を中心とした増資が行われました。これは大体本年の四月に払込みを完了したのであります。これが百四十五億円であります。これだけ自己資金があえたのでありまするが、しかし預金の増勢が前述のごとく鈍化しておりましたし、また貸出しの増加は依然として衰えないといふ状態でありますので、銀行の資金繰りはなはだしくきゆうくつになつております。それが日本銀行の貸出しの増加高に現われております。すなわち同期間、つまり一ヶ月から五月までの期間の日本銀行の貸出しの増加高は六百六十八億円。従つて現在は約三千億を越えております。昨年同期におきまする日本銀行の貸出し残高は百二十七億円減少しております。これに比べますると、非常な貸出高の増加であるということが言えるのであります。

るわけであります。もちろん指定預金の預け入れ等が約二百五十億円に達しましたのであります。本年の年初以来の五箇月間の増加高は結局二十二億円にすぎないであります。
それから日本銀行の銀行券の発行状況を申します。最近日本銀行券の発行高は、やはりいつもと同じよう収縮状態を続けております。それで一ヶ月から五月までの間の増加高は七百五十二億円となつております。前年同期は六百二十三億円であります。結局これよりも多いというのは、それだけ財政資金の引揚げが強いというわけであります。その状況は、現在のこところでは、まず九月末くらいまでは続くものではないか。従つて銀行の貸出といふものは、今までの状態とあまりかわらないだらうというのが現在の見通しであります。
さらに最近起りました九州における大水害の影響、これが予想外に大きいのであります。これが復興のために長期資金並びに短期資金等のつなぎ資金の需要が相当に上るものと予想されます。これがすでに計画されておりまする産業開発等の資金の上に加重せらるることによりまして、資金に対する需要はますます大きくなると予想されます。
一般の金融界の状態は、ただいま申し述べたようですが、さらに、金融をきめ細くしておる原因がもう一つあるのであります。それは輸出の一途をたどつております。すなわち去る五月は、昭和九一年を一〇〇

として一六〇、四月は一五八であります。輸出は輸出の不振のためであります。輸出は、五月の数字をとりましても、前年は一億八千万ドル、これに対して本年の五月中の輸出は八千九百万ドルであります。また四月は、前年が一億一千五百萬ドルであつたのに対し、九千四百万ドル、要するに輸出は非常に不振であります。さらにまた全国の百貨店の売上高を見ますと、去る三月は百二十七億円の売上高を示したのであります。最近は百億円と急速度に低下しております。このために手持ちの滞貨は増大しまして、これに対する金融の需要が非常にあえております。

以上のような金融逼迫の結果、中小企業はもとより、相当の大企業も金縛りが苦しくなり、不渡り手形を出すものが増加してきました。すなわち、東京手形交換所における不渡り手形の枚数を見ますと、本年一月は一日平均が七百五十八枚、二月が七百五十四枚、三月が八百六十二枚、四月が八百五十二枚、五月が四百六十一枚と漸増の傾向にあります。六月は枚数はやや減じておりますが、しかし特需関係の相当の大企業までが不渡りを出す状況にあります。かような不渡り手形増加の理由は、前述しましたような輸出や、国内消費の景気の後退によつて企業の利幅が減少し、金詰まりが非常に深刻となつておるところにあります。さらにこれを掘り下げて考えてみると、次の二つの場合があると思われます。すなわち、一つは中小企業の場合であります。朝鮮動乱後のブームによ

りまして、わが国経済が表面上膨脹し、多數の中小企業がこの情勢に乘じて経営を続けておりましたが、昨年以來經濟が整理の過程に入りました。利潤の縮小から需給のルートが簡単にされるに至りました。過剰な業者が系列の外に押し出され、金融難に陥つて、遂に不渡りを出すに至つたといふことであります。今までプローカーという存在があつたのが、プローカーを通さなくともよい、あるいは三人のブローカーを使つたのが二人になるというような状態が起つて来たのであります。次に最近顧客となつて来ました大企業の場合は、中小企業とまた別な原因があります。すなわち、特需メーカーを中心とするこれらの企業は、朝鮮動乱がなお繼續されるというふうな誤つた見通しのとに、特需に过大な期待をかけて設備拡張をはかつたのであります。その所要資金は、朝鮮休戦成立を警戒する金融機關からは調達が困難であったのであります。従つてやみ金融に依存してこれを強行したために、企業はとがく金縛りが不調に陥りまして、相当の有名な会社でも不渡りを出すというような状態に陥つたのであります。この不渡りにつきましては、特に銀行協会におきましても不渡り対策委員会を設け、いかにして不渡りを減らすかということで対策を講じております。すでに一、二の案も出しております。

中銀行は中小企業専門店舗を設けましたが、特にこの金融の便宜をはかつておられるのであります。二十八年二月末の全国銀行の貸出高は、約二兆二千二百億円あります。そのうち三二・六%が中小企業の融資に使われておる資金であります。なお中小企業の育成強化のためには、一般の市中の金融機関といつても利用しておるのであります。東京の信用保証協会の例を見ますと、昨二十七年度におきまして、保証の申込み件数が七千六百件、金額にして九十一億円であります。そのうち協会が受け入れましたのが六千六百件、七十二億円となつております。そのように、市中銀行は信用保証協会の保証によって中小企業金融に応ずることができました。また保証協会が代位弁済を行つたことは、東京都の補助金でこれを保護する立場から、緩急よろしきを得た方法で回収に当る、この制度が中小企業金融の円滑化に大きな効果を与えておるのであります。ただ保証料金が問題でありまして、これは現在年三分の保証料金を徴しておりますが、これを受けなければなお一層中小企業金融に役立つかと思ひます。

でありますし、年二分一厘五毛と
保険料をとつておりますが、この方が
下りますと、結局保証協会の保証料金も
も下り、一般的の市中金利にもこれが影響
して来るというよい結果が得られる
と思います。このほかに、もとより国民
金融公庫でありますとか、商工中金
でありますとか、いろいろな制度があ
ることは申すまでもありません。

なおこの問題にあります類似金融の
点であります。これは私はあまりつ
まびらかには知りませんが、大体三つ
の種類があるのじやないかと思うので
あります。一つは貸金業法による普通
いう貸金業者、または株主相互金融で
あります。それからまつたく業法外で
ある貸金業者、いわゆるしろうとの金
貸し。それから第三は、これは厳格に
言えば金貸し業者とは言えないであり
ましようが、例の保全経済会のごとき
投資機関であります。この三つが類似
金融機関と言えるであろうと思いま
す。これは、もとより自己の資本金で
融資をしている場合には問題はないの
であります。が、もしも投資者、ある
いは出資者が、これは預金はそれないよ
はずであります。が、しかし預金だと
思つて出しておる。それを非常に危険
度の高い貸出しにまわす。しかもそれ
は非常に高利であるために、むしろ自
分で資金を運用するとのできないよ
うな未亡人であるとか、あるいは隣居
であるとかいうような人が、よくそう
いうことを知らないで預けるつもりで
出資をするというようなことがあります
すると、ここに問題が起るかと思うの
であります。

それからまたわれ／＼普通の金融業
者として困りますことは、いろいろ類

似の名前がつくのであります、たとえば相互銀行であるとか、あるいは国民金庫であるとかいうように。おそらくこれは信用金庫法に触れないのですから、しかし非常に一般的の村会からまぎらわしい名前で、こういふ名前をつけ又営業されますと、これが利用する人にも誤った考え方をきこむ、従つてまたそれに沿つて金融機關の迷惑もはなはだしいのであります。これはやはり整理して、なるべく名前を利用簡単に「定したらしいじやないか」とう思います。

私の中小金融並びに類似金融についてましての考え方はこれだけでございましての考え方はこれだけでございません。お尋ねは、「一番最後にいたしたいと思います。それでは次に亀山さんにお願いいたします。

○亀山参考人 私亀山でございます。
お尋ねのことにつきましてお話を申し上げます。

わが国における中小金融の重要性につきましては、いまさら申し上げる必要もないと思ひます。ことに最近の経済状況からして、この方面にしわ寄せが来るというような点も非常にござりますので、われわれ、非常な関心を持つておる次第でございまして、地方銀行としての立場から、この問題につきましていさか申し上げたいと思ひます。

地方銀方は、地方産業のおもな金融機関として重要な役割を果しております。このためには、資金の急速なる地方還元をはかることが必要でありますので、次のような措置を考えられて参

ります。たとえば電電公社、国鉄など、専売公社等全国的に資金の動きがある大企業でありますから、かかる資金は、大きく支配する国営企業の資金は、それ／＼各地方の労働の結晶たる資金の集合体でありますから、かかる資金は、可能な限り当該地方の出先当局に滞留させる。すなわち預金等の形であります。当該地方産業の資金源となるとともに、すでに中央に集中される資金も、まだできるだけすみやかに地方に還元すべきである。次には、大企業の下請業者等に対する支払いや保進の措置を講じまして、資金の還流を早くめて行きたい。なお財政の投資などを通じて、近々中小企業金融公庫が発足されることはなつておりまして、この方面にも行つて行くこと。これにつき制度については、地方銀行は全面的に賛意を表し、これが業務の運営についても、大いに地方銀行を活用されるとを期待しておるのであります。ただ一部に、公庫の代理店を中小金融機関に限定して地方銀行を除外するといふ声がありますが、地方銀行は、次のとおり従来の中小金融に対する実情からいつて、はなはだ遺憾といわざるを得ないのであります。それで、地方銀行の中小企業に対する地方位と申しますが、そういうような点をいさか申し上げたいと思います。

万円、四〇・四%の割合を占めておるのであります。また中小企業信用保険利用の状況でありますと、これは、二十五年の一月から二十八年の三月までの累計で申し上げますと、地方銀行は、件数で申しますと三千七百十六件、三二・九五%になつております。金額で申しますれば、四十三億五千九百万円で、三〇・七五%を占めておるであります。でありますからして、かような財政資金の授下はできる限り多額を地方の方にまわし、かつまたこれらの方に財政的裏づけをすることが必要であろうと考えております。また、信用保証協会が今度法制化されることとはけつこうでありますと、これとともに財政的裏づけをするよう、國による資金の出資を希望いたす次第であります。次に信用保険の補填率でありますと、現在は七五%であります、改正案では八〇%に引上げられることとなりましたが、しかしこれではまだ十分ではありませんので、小口のものに対しましては、危険率の高いものは特に九〇%まで補償ができるよう改正を行なわれますように、希望いたしておる次第であります。

は、かつて庶民金融金庫、今では国民金融公庫に吸収されていますが、この庶民金融金庫の国家施設がもう少し重大に考えられてしかるべきではないか。普通の金融機関でできない仕事をやらせようとするときには、やはり国家機関においてはじめてこれを考えなければいかぬのじゃないか。しかばな零細金融というのはどういう金額で切るか、これはいろいろ問題がありますが、これは一般的に今の情勢から言いまして、一万円と二万円ぐらいいの金融、それまでの程度はそこへ入るのじやないか、これは独断で、中小金融の再高限を千方百円と言つたところが、これも独断であります、そういうことをよほどまじめに考えなければならぬのではないかと考えるのであります。それから中小金融の打開策につきましては、ただいま千金良さんも龜山さんもお話しになりましたように、大銀行におきましても、地方銀行におきましても十分おやりくださつておりますし、また将来十分力を入れくださいなればならぬと思うのであります。さしあたり私の考えでは、中小金融に関する専門の機関の育成、こういうことを政府において十分お考え願いたい。

れませんが、この監督機關におきましては、無尽会社に対する見方が非常に厳格であります。なるべく伸ばさないという方針にあつたよう見えます。見えるのであります。政府がそういうやり方をおとりになつたとは私は申しません。しかしに相互銀行法、これは皆さん御存じの通り、議会の各派共同提案によつてなつたものであります。が、この相互銀行法成立以来、当局の態度が從来の態度から非常にかわりまして、助長政策になつたように思うのであります。その結果といたしまして、相互銀行は、皆様御存じの通り最近までは非常に順調な伸び方をしておられるのであります。この一年間に資金量として八百五十億、融資量として七百二十億、こういうふうな伸び方をしておるのです。しかも融資高はどうかといふと、月約二百億に新しい規制が定められておりました。これが一に当局の心構えが非常にかわられたことに帰着すると私は考へております。しかも、これは法律ができただけではなくて、これに対する政府は、この機関が動くように油をさしておられます。それは政府の指定預金のあります。が現在——これは本月の回収がある。地方においては延期される災害地方においては、本月お返しする指定預金を延期するような方策をおとりになられたので——私、今その金額の正確な数字はお詫びできませんが、大体百二十一億程度の資金が出ておる。この資金が潤滑油となつて、これに数倍する貸出金が出たのであります。こういうことと合わせてお考えくださいまして金融機関の指導にお当たりくださいれば、非常にいいのではないかと考えるのであります。

おこれ以上とるだきであるか。私はいかにも欲張りのようではあります、しかし中小金融ということは非常に困難なことでありまして、政府においてその中小金融を開拓してやるという御意思があるなれば、いま一段とこういうことができるよう進めを願いたい。たとえば店舗の問題でありますと、店舗のごときはできるだけお許しを願いたい。この点は、既存の金融機関に非常に御迷惑になると、議論もあるかも知れませんが、新しくできた普通銀行におきましても、店舗はかなり十分お与えになつておるようあります。相互銀行の場合におきましては、すでにこれは取扱所とか会場とか、そういうような名前で、店舗と同じような形をしておつたものでありますと、これを店舗に直す、いわゆる整備計画と申しておりますが、大蔵省の整備計画というものは、はたからごらんになると非常にルーズにお考えになるかも知れません。われくにとつても必ずしも満足ではありませんで、われくとしてもう少しこれは寛大にお扱いくださいとははどうかと思ふのであります。

は取引者大衆の利便のためであります
て、あえてこれを許さざつたと
も、非常な特權をお与えくださつたと
は思はないのであります。近ごろ新聞
を拝見いたしますと、これは日本銀行
と取引のある三行に限るというような
記事が出ておるのであります。これ
はいかにもおかしいことではなか。
相互銀行に為替の必要ありとするなれ
ば、これは、相互銀行といえどもやは
り態勢が整わなければなりませんか
ら、すぐに飛びついで明日からやると
いうことではありません。めい／＼そ
の態勢を整えて、しこうしてこれに応
ずるだけの準備をなしでやるべきもの
だと考えております。あるいはやらな
い銀行もあると思います。しかしながら
、一応はこれは当局としては為替取
引を全部にお認めになるという方式を
おとりくださるべきではないかと考え
ます。

もう一つ、これは多少離れた事柄で
あります。日本銀行との取引の問題
であります。この問題も、これは何で
中小金融と関係があるが、これは非常
と関係があると私は思うのであります
。たとえば災害が起つた際に、日本
銀行と取引があつた場合には、相互銀
行はどういう状態であるか、こういう
ことは日本銀行のお手元においてわか
つておる。その場合にどういう対策を
立てるかということは、これは必要な
ことだと思います。これは不
時の際であります。日常の際としま
して、この間国務長官の平田長官もお
話になつたのでありますが、中小企業
者と取引を持つた相互銀行こそ、これ
は納税組合なり、納税の窓口を持つべ
きじやないか、これは平田長官がお考

えになりました。日本銀行に對して、相互銀行のために日本銀行の窓口を開いてやつたらどうか、こういうお話をあつたのであります。私どもとしましては、相互銀行は日本銀行からお金を借りたり、オーバー・ローンのお願いをしたり、そういうことは考えておりません。私どもの考へておるのは、日常の金融の指導をしていただきたい。それから今度のような不時の場合には、われくの内容を十分承知していただきたい。もう一つの問題は、ただいま申し上げました中小企業者の窓口としてやつてくださつたらどうか。これは監督官庁の銀行局ではあります。これが無理なお願いだと考へております。これは当然許さるべき事柄であります。無尽から相互銀行法に大転換をいたしまして、その結果としてかなり有効に働いております。これは私の口から申さずとも、五月の毎日新聞でありますか、日本銀行の井上理事は、中小金融は、中小金融企業家がもう少し熾烈に、金融の要求をすべきだろうと思うのだが、そうでもない、やいい状態だ、これはどういうところに原因があるか、中小企業専門の信用金庫とか、あるいは相互銀行の働きが大きいにある、ことに相互銀行については、その働きを大いにわれくは認めます。こういうことを毎日新聞の座談会でおつしやつておられます。日本銀行におきましても、最近中小金融

したら、一分の金利をもつて集つた金でも、あるいは、これをうまく利用し得たかもしれません。しかし世の中は安定しまして、いまや冷静な時代に返りまして、そこで二分とか三分の金を集めてもやるといふのは、あまりにそれは不合理なことと私は考えます。だから大蔵省の御決意の線に沿うて、十分私はおやりくださることはけつこうではないかと思います。先ほど申しましたように、それでは零細金融いかんといいますが、零細金融の問題になればなおさらのこととありますて、これは国の機関が少し力を入れまして、あるいは国民金融公庫にたくさん金を出しますて、この仕事をやつていただく、人が足りなければ人を増してやつていただく、庶民金融公庫的の仕事をおやりくださいさる、その方へ力を入れてくださる、こういうことは、現在として非常に適切なことではないか。過渡的に集めた金をどうするか、こういうむずかしい問題はあると思うでありますが、しかしこのままほうつておいたらなあおさらひどいことでありまするから、幸い大蔵省は非常な決意を持つてこれに当ると御決心になつたのでありますから、その決心を折らないようにおやりくださるのがいいではないか、私はそう考えます。一応これで終ります。

先ほど来先輩の皆様方がおつしやつ通りでございまして、ことに最近のよううに、産業界の不況のときには、あらゆるしわが中小企業に寄せられまして、中小企業者は非常に苦しみ、金融に懽んでおるのでございます。従いまして、商工中金等に対する資金の需要というのも、非常に激烈なものがあるのです。今商工中金の昭和二十七年度、すなわちことしの三月末のバランスで見ますると、貸出しの残高が三百九十五億円に達しておるのでございまして、前事業年度末の貸出し残高に比べますと、百五十七億円の増加を見たのでございます。しかばこの貸出増百五十七億円の資金の手当は何によつてそれをまかなつたかと申しますと、まず第一に債券の発行の増加によります分が七十八億円でござります。なおこの七八八億円のうち、資金運用部の引受の額の増加が三十六億円あるのでございます。第二は預金の増加でございますが、これは年間七十五億円ございました。しかしこれはその内訳を見ますると、その大部分でございまする五十七億円が、政府からの指定預金、国庫の預討金でございまして、純然たる組合の系統機関の預金として増加いたしましたものが、たつた十八億円にすぎなかつたのでござります。それから最後に借入金の増加であります、これは四億円の増加をいたしましたが、これは四億円の資金を中金に貸していただいたのでありますと、この二十億円の政府の借入金というものがございまして、一方日本銀行等から予算でとつた二十億円の資金を中金に

しまして四億円の借入金の増加を見たのであります。かようには債券において七十八億円、預金において七十五億円、借入金四億円、合計百五十七億円というものが、貸出増の百五十七億円をまかなつたような次第であります。

內藤委員長

長代理着席】 以上申しました百五十七億円のうち、政府関係の資金はどのくらいあつたかと申しますと、先ほど申しましたように、資金運用部の引受による債券の増加額三十六億円、それから政府の預託金の増加の五十億七千万円、通産省から借り入れました二十億という数で、合計いたしますると、百十四億円の金を政府から入れていただいた。百五十七億の資金の貸出しの増の内訳として、百十四億円の政府からの資金を入れた。パー・セントージにいたしますると、七二%というものが政府の力によつてふえたのであります。

なお年度末におきます総資金量中の政府資金の受入れ割合はどのくらいかと申しますと、昨年度末、すなわちこの三月末の資金の総量は三百九十五億円であります。そのうち政府からただいております金は、出資金——これは見返り資金から優先出資金も含めてでございますが、四億六千五百万円、それから債券の資金運用部による引受けの額が六十八四千八百万円、それから政府からの指定預金、すなわち預託金が五十七億七千万円、政府からの借入金が二十一億七千五百万円となっておりまして、合計百五十二億七千八百万円というのが政府からの資金であります。でありますから、総資金量のうち三八・六%、大体四%近いもの

を政府からの資金としていた大いにあります。しかばその前の年と申しますと、政府から導入の資金は三十八億円しかなかつたのであります。そこで、中金の総資金量のうちに占める割合は一七・一%というものであつたのであります。でありますから、昭和二十七年度のこの一年間の事業年度中におきまして、政府からの導入資金の額は百十四億円の増加となり、それからこの総資金量の中において占める割合が一七・一%から三八・六%というふうにふえて参つたのであります。このように二十七年度は、政府から非常に多額の財政資金をいただきましたので、貸出高も先ほど申したように一年間に百五十七億円もふえて参りまして、中金としては未曾有の貸出しの増加を見たのであります。その前年の二十六年度の貸出しの増加は、年間を通じて大体八十億円であつたのでござりますから、二十七年度は前年に比しほとんど二倍に達する貸出しの増加があつたのでございまして、ある意味におきましては、組合金融といつしまして昨年は最良の年であったのではないかと思われる所以であります。しかば本年度の見通しはどうかと申しますと、まことに、暗澹たるありさまでありまして、まず政府からの預託金の五十七億円も、本年の十二月末までには毎月分割してお返ししなければならぬことになります。一方毎月償還額が毎月七億円前後ございますが、利付割引合せて毎月十四・五億円の発行をいたしましても、旧債の償還額が毎月七億円前後ございますが、債券発行による手取金といつしま

して、月七億円前後しか見られないの
でございます。他の一般の預金の増加
というものにつきましても、中金は店
舗の数も少うござりますし、また本質
的に預金をいただける先が協同組合、
またはその構成員というふうに限られ
ておりますので、多く伸びることは期
待できません。せいらく二十億円も伸
びましたならばよい方じやないかと思
われるのでございます。従いまして日
本銀行からの借入れなども、第一次高
率適用を一ぱいまで借りるということ
にいたしましても、貸出しにまわし得
る新たな資金といふものは月平均いた
しまして四、五億円にしかならないで
あります。もうあと見込まれるのでございます。
前事業年度の月平均十三億円ほどと貸
出しが伸びたのと想い合せますれば、
まことに雲泥の差があるのであります
。もし今後、かりに毎月の貸出し増
加が前年同月の貸出し増加と同じ割合
に伸びるとすると、これもなか／＼こ
れだけでは足りぬだらうと思われます
けれども、中小企業界の不況の状況最
近の状況を考えますと、さらに資金需
要が、ふえて来るであらうと思います
ので、前年と同じだけ貸出しの増加と
いうことだけではなか／＼困難だらう
と思います。けれども、かりにそういう
状況のもとに考えた場合に、資金はどう
れだけいるかと申しますと、この十二
月末までには九十億円の資金不足とし
うような状況なのであります。中金の
理事者といたしまして、まことに今他
年度も、政府からひとつ大幅な長期の
安定資金を導入していくなどとを熱
望してやまない次第でございます。こ

とにこの預託金の五十七億円、これは昨年お借りするときにはまことに助かつたのでございまして、このために中小企業の組合関係の資金は非常に潤つて参つたのでございます。本年これをお返すていうのは、その準備はしてござりますけれども、業界にとつてなかなか大きな響きがあらうと思われるのをございます。なお中金といたしまして、今回中小企業金融公庫という政府機関が生れて参りました場合に、商工中金は直接政府からいろいろ資金の御援助をいただくことができなくなるであろうということを、われくは最も憂慮しておるものでございます。もともと商工中金の発足の当時の事情を考えてみますと、中小企業といふものは非常に力が弱いので、相互扶助的精神を持つて組合を結成し、相協力してやつて行く以外には救われる道がないというので、政府が組合組織を奨励して参つたのでございまして、途中いろいろ組合の名前もかわり、また根拠法もかわりましたけれども、常にこれは一貫した政府の考え方であつたのであります。しかしその組合をつくりましても、これに対する金融ということはなかなかうまく行かない。それで政府の強力な援助のもとに特殊の金融機関をつくるうといふので、この商工中金といふものは昭和十一年に設立されたということになつておるのでございまして、これは当時の提案理由等の説明を拝見しますと、そういうことがうかがわれる所以でございます。でありますから、商工中金といつたようなこうありまして、これをはずされまする

ど、なか／＼一人立ちではやつて行けない非常な困難な中小企業の金融であらうと思うのであります。従いまして、設立当初資本金一千万円で発足し、その場合五百万円は政府にお持ち願い、組合からは五百万円を出資して一千円にした。そののち昭和十八年に資本金を三千万円にいたしました際にも、政府が半分の一千五百万円を持つてくださいまして、この出資金については、常に政府と組合とが折半して持つていただきたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につきましては広汎な監督に眼します一方、政府の出資に対しましては、昭和二十七年三月まで配当を免除するというような恩典を考えてくださいましたし、また税法上のいろいろな特典なども考え方として、非常に中金を保護するということをなさつて、半官半民の機関となつていただいたのであります。また発足時当、預金部資金の運用等につきましても、特に低利資金を中金が供給を受けまして、この低利資金を組合に貸し付けるというような制度を設けられておつたであります。すなわち、その当時市中の金利が五分ないし六分というような當時におきまして、中金は預金部から年三分二厘で債券を引受けでもらいまして、年三分九厘で組合に融資をしたいというようなことに相なつておるのであります。ところが、その後の状況はどうであるかと申しますと、まず出資金についてでござりますが、その後数次の増資によりまして、現在商工中金は約十五億円になつております。そのうち十億円は組合の出資でありまして、政府の出資は約五億円であります。その五億円の内容

は、大部分が見返り資金からの優先出資でありますと、これは毎年償還していくので、いわば借入金のようなものだらうと思います。どういう出資が大部分でありますと、純粋の政府の出資は二百十万円でございます。昨年十二月にいただいた通産省からの二十億円の金は、その当時、やがて増資とともに、出資の引受けに切りかえていただくというようなあうにもわれ／＼は聞くといふつたのであります。今度公庫にておつたのであります。が、今度公庫が設立されると、この二十億の貸付が金は、政府からの貸付ではなくて、公庫からの貸付に振りかえられ、公庫が設立後二年内に引上げられるといふことに相なつております。今年の秋ごろに三億円ほどの増資をいたしたいと考えておりますが、その株主総会に当るわれ／＼の出資者の懇親会の席上等におきましても、ぜひひとつ政府も組合と同じような金額の政府出資を考えていただきたい、今の状況はまったく政府が出資金を出さないで、組合だけでやるという形になつてあるけれども、設立当初の沿革にかんがみて、政府からの同類の出資をお願いいたしました。といふ希望が強く表明されたのであります。また配当の免除などといふ点につきましても、現在商工中金はいまだに無配であります。優先出資分につきましては、年七分五厘の配当をしておる金でありますから、当事者であるわれ／＼といひしまして、当然であると思ひますけれども、少くともこの株主である出資者から見ますと、一般の出資に対し配当も何も

ないときには、政府だけ七分五厘の優先利子をとるといふことはなはだ情がないのではないか、こういふものも免除してもらいたいというような希望が強く表明されておつたのであります。また預金部資金を低利で利用することにつきましても、現在はそういうことはなくなりまして、毎月債券を多額に引受けにいただきますので非常にあります。が、ついでありますけれども、その利率は、一般市中で発行する債券と同じ率は、一貫市中で発行する債券と同じ率でありますけれども、その利

率は、国民金融公庫さん、またこの政府機関に対しましては、預金部の資金を貸し付けるという形で、おそらく年六分七厘程度じゃないかと思ひます。ですが、そういう資金をお貸ししておられるのでござりますが、商工中金に借りないかといふことをお願いいたしました。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておらず、そういう金を低利にお貸しいただけないかといふことをお願いいたしました。

また現在、この資金運用部の金融債の引受の割合も法律で認められておるのでございまして、一回の発行額について六割まで、総額において五割まで下げを希望されておるのでございません。でございますので、商工中金といつましましては、ひとつこの際商工中金設立当時のいきさつや、あるいは從来政府資金の一貫として果しました役割といふような沿革などを再認識へださしましては、ひとつの下地じやないかと思うのでございます。

以上申し上げましたように、政府の特別の保護がだん／＼少くなつて来るような気がいたすのでござります。現在の中小企業界の最も要望しておりますのが、やはり低利の資金を長期に問題は、やはり低利の資金を長期に

うものに対する政府の金融機関として、公庫をお譲りになることは、非常にけつこうだと思うのでござりますが、それと並行して、この從来からございました商工中金の強化育成などとに問題でない、金さえ借りられれば、仕事をしてもらうというような事情だつたかもしれません、最近は非常に利潤が少ないので、低利の金でなければなれば仕事をやつてももうからぬといふうこと、低利の金を希望され、また長期の安定した金でなければなかなか仕事がうまくやりにくいといふことで、低利であり、かつ長期の金利という点の御援助をいただいておりません。それで、できることでござりますれば、国民金融公庫さん、またこの政府機関に対しましては、預金部の資金を貸し付けるという形で、おそらく年六分七厘程度じゃないかと思ひます。ですが、そういう資金をお貸ししておられるのでござりますが、商工中金に借りないかといふことをお願いいたしました。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておらず、そういう金を低利にお貸しいただけないかといふことをお願いいたしました。

それから次に中小金融について、株主相互金融とか、そういう問題についてございますが、これはたゞいま先輩の上山さんが申し述べられたように、われ／＼もまつたくそんなふうに考えておるのでござります。何分このことの問題につきまして、先輩の方々にお口当たりの平均といふようなものを新開で見ますと、三万二千円だとか、また貸出しの九〇%までは五十万円以下貸出ししかだといふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いそうでございまして、なか／＼現れて参りません。しかし現実にそういう高い金利の金を借りておるけれども、将来これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるというような見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の中金の資金に肩がわりさせ、そして高利の金をやめさせるようになつといつておる次第でござります。特に非常に要望されておるのでございます。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておりませんけれども、何分にも一般の預金と同様の平均といふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いそうでございまして、なか／＼現れて参りません。しかし現実にそういう高い金利の金を借りておるけれども、将来これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるというような見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の中金の資金に肩がわりさせ、そして高利の金をやめさせるようになつといつておる次第でござります。特に非常に要望されておるのでございます。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておりませんけれども、何分にも一般の預金と同様の平均といふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いそうでございまして、なか／＼現れて参りません。しかし現実にそういう高い金利の金を借りておるけれども、将来これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるというような見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の中金の資金に肩がわりさせ、そして高利の金をやめさせるようになつといつておる次第でござります。特に非常に要望されておるのでございます。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておりませんけれども、何分にも一般の預金と同様の平均といふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いそうでございまして、なか／＼現れて参りません。しかし現実にそういう高い金利の金を借りておるけれども、将来これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるというような見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の中金の資金に肩がわりさせ、そして高利の金をやめさせるようになつといつておる次第でござります。特に非常に要望されておるのでございます。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておりませんけれども、何分にも一般の預金と同様の平均といふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いそうでございまして、なか／＼現れて参りません。しかし現実にそういう高い金利の金を借りておるけれども、将来これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるというような見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の中金の資金に肩がわりさせ、そして高利の金をやめさせるようになつといつておる次第でござります。特に非常に要望されておるのでございます。商工中金は幸いにいたしまして、この債券で資金をまかなくといふことになりますので、長期の資金は持つておりませんけれども、何分にも一般の預金と同様の平均といふようなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思うのでござります。もちろん中には、非常に大きな金融もあるそうでござりますけれども、われ／＼その実態はよく存じません。いずれにいたしましても、手軽に借りられるというところが非常な魅力だそうでございまして、こういふ点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといたしましても、今後十分慎重で行かなければならぬのではないかといふふうに考えております。正常な金融がうまく行きますれば、自然ござります。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

この中小企業金融公庫といふ公庫が設立された場合に、われ々として一番心配する点は、一つは組合の面からあります。その組合の面から申しますのは、協同組合といふものは、先ほど申しましたように、中小企業の弱体化を強くして行くためには、結束して組合をつくつて、強い団体として行くよりほかないという政府の伝統的な政策だと私どもは信じておるのであります。が、こういうことが、今後組合をつくるなくとも、低利の政府資金が借りられるということになりますと、既存の組合の結束が弱まつて参りましようし、また新たに組合をつくろうという意欲も薄くなつて来はせぬかということが一つございます。それから中金といいたしましては、これは組合金融の面だけから申しますと——組合を結成されていない組織につきましては別でございますが、今度の公庫の構想といふものと、われ々の仕事の分野とが重複するものが多いというふうに考えられるのでござります。その結果、公庫の設立に伴つて、中金の弱体化を招きはせぬかということを心配いたすのをござります。商工中金のやつておる分野と申しますのは、債券の発行を認められまして、これによりまして大体五年ぐらいいまでの長期の資金を供給するということが、中金として最も大きい使命であろうと思うのであります。これが今度の公庫によりますと、同じく五年程度の設備資金、またはその設備の新設に伴う運転資金をお貸しななるというような御構想になつておるのであります。が、その点におきまして、公庫の仕事をわれ々の仕事が非常に

重複して来はせぬかと思うのであります。これが農林漁業金融公庫というようなものになりますと、よほど話が違つて参ります。これは御承知のように十五年以上二十五年の超長期と申しますが、そういうものに対する融資を考えておるわけでありまして、法律の第一条にも、農林中央金庫等の貸しがたいところに貸すということははつきり書いてあるのです。しかしながら企業金融公庫の場合には、法律を見ますと、一般金融機関等の金融困難なる分野について融資するということも書いてありますが、その場合、商工中金というものを一体一般金融機関として、商工中金の貸しがたいものにお貸しになるという趣旨で考えておられるかどうか。そういう点はつきりいたしませんけれども、いざれにしても、商工中金から融資するということになれば、資金のコストの關係上、年一割三分程度のものになる。しかし一方公庫から停りたる場合には一割で借りられるといふことになりますれば、公庫の金を借りるということになるのであります。それがありはしないかと思うのであります。そういう点、設立後におきましていろいろお願ひ申し上げたいことがありますのであります。何と申しましても、われわれの資金は債券による資金であつてコストが高い、一方政府の方は、非常に安い金利でお貸しになります。そのこと 자체はかつこうでありますけれども、その場合中金がどういうことになりますか、心配しております。

○佐藤(調査)委員 今度は相互銀行のト
山さんにお尋ねしたいのですが、相互
銀行の前身は無尽ということで、非常
に大衆に親しまれて、これが相当一體
の中小企業金融に役立つたと思うので
あります。ところが銀行という名前が
つけば、やはりかみしもをつけなければ
ならぬ。銀行という形をつくれば、
やはり大きな資本主義の時代ですか
ら、利潤も得なければならぬというよ
うな関係で、どうしても大きくなつて
来る。こういうことになつて無尽がな
くなるから、たとえば相互金融とか、
いろいろなやみ金融ができるといふを考
えよう。こういう点もあるのであります
。こういう点でわれのへ聞いてお
りますのは、この無尽という貸付の方
法には、やはり從来とは違つた層があ
るのではないか。從来よりももう少し
高い層、高い階級の中小企業者が利用
しておるのではないかということを考え
られるわけですがその点はどうなつ
ておりますか。

の二点について上山さんの御意見を伺いたいと思います。

○上山参考人 ただいまのお話は、とても曰ごろ非常に考へておられる点であります。相互銀行が銀行になつたからこそ金融ができた、その点は私は承服できません。しかし、どこでありますか、これは先ほどの申しましたように、金さえあればうまいことができたということの一つのなまざきではないかと思います。だから世の中が平靜になつて来ますと、そういうものがだん／＼なくなつて来る、それからもう一つは、この金がたとえば一万円といつてもこの一万円を昔の金に直したときには大分小さい金にならる。そこで非常に小さい金は、昔の庶民金融金庫というようなところでやつていただいたらどうかと私は思う。もし私の方でやれといふならば、私の方はやりたいと思います。どういうふうに銀行に中小金融をりつぱにやらせてやりたいという親心であつたと思ひますが、この親心は、私は非常にありがたいと思う。しかしながら、ただいまお話のあつたように、その結果小さいものはだん／＼やれないのではないか。その小さいものも、今考えてみますればかなり零細資金ということになる。しかしその零細資金でなくとも、たとえばこれは庶民金融金庫時代におきましては、更生資金としては三百円、生産資金としては三千円、こういう金を今のが大きな金額になるのであります。だからただいま国民金融公庫がおやりになつているところは、昔の庶民金融

金庫がおやりになつてゐるところをやります。それから済替の問題であります。これは龜山さん、千金良さんを前にして行きましたい、それには世間一般の批評を聞きまして、反省に資したいと思ひます。

字が大きくなつてゐるから變なふうに見えるのでありますけれども、これも見えてゐる。庶民金融金庫の氣持でおやりください。つたらしいではいかと私は思う。しかしながら、まだいまおつしやつた説は、まことにござるものであります。私どもは銀行になりまして、普通銀行と同じよう立つて行かない、なぜ立つて行かないかというと、普通銀行の金利は安い預金を集めておりますから、安い預金で普通の貸出しをやつたら、私どもは立てつて行かない。競争したら普通銀行も安い小さいものもありますが、大部分平均してみますと、相互銀行の平均と普通銀行の平均はよほど違う。この意味におきまして、普通銀行のやつてゐる通りにやつたら、相互銀行は存在の価値がないと私は思う。普通銀行がおやりにならないところにわれくへは入つて行かなければならぬ、こういう気持は十分持つております。ただいまのお話の点については、私ども始終頭を悩ましてゐる点であります。私どもは、國民大衆の金融の疏通をはかるという相互銀行の第一条の精神を踏みはずしてはいけない、こういう気持は十分あるのでありますから、御了承願います。至らぬところは、痛烈な御批判願いますればけつこうであります。私どもは先輩の金融機關の踏んだ跡を学び、われく独自の天地を開いて行きましたい、それには世間一般の批評を聞きまして、反省に資したいと思ひます。

て悪いのですが、普通銀行といつたしまして、相互銀行というものが出て來た。それに為替までやつたら普通銀行と同じではないか。こういう御説

は一応ごもつともに感ぜられるのでありますけれども、しかしこれは、私為替といふのは玉手箱の中に入つたよう

な、そんなに貴重なものかどうか、私

どもの方に許してくださいましても、

どのくらいなものがやれるかどうか、

それもわかりませんが、一応小さいも

のでも送金がしたい、取立てが起る、

こういう状態でありますと、これは郵

便局でも送金為替はやつているわけ

をやる仕事は、これはやらしていただ

きましても、一般大衆のサービスとし

ても役立つことありますと、佐藤さ

んからお話をあつた点にも合致するゆ

えんだと考えられます。

○井上委員 全国銀行協会の方に質問をいたしますが、あなたの御説明を伺つておりますと、二十八年の二月末で二兆二千二百億という貸出しの総額で、その三二・六%というのを中小金融にまわしたというお話をござりますが、この三二・六%という数字、中小企業とあなた方が見ておられますのは、これは特別な事情があるのだと思

か、銀行が中小企業として貸し出します。

○井上委員 あなたはさいせん手形の言つておりますか。たとえば資本金何百万円ということで行きますか、ある五百人以下、三百人以下というようなことをさしておるようありますが、

あなたの方の中小企業というのは一体どうぞさしておりますか、それを一応お開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつしておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつしておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

所在地によりまして得意先の層がわか

つておりますと、二十八年の二月末で

二兆二千二百億という貸出しの総額

で、その三二・六%というのを中小企

融にまわしたというお話をございま

す業態は、一体どのくらいのところを

いは今日政府の方で言つております、

まあ工場でありますならば、従業員が

五百人以下、三百人以下というよう

なことをさしておるようですが、

あなたの方の中小企業といふのは一体ど

うなことをさしておりますか、それを一応お

開かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。

ただいま御質問のありました中小企業

資本金一千万円以下の企業であります。

もとより中小企業と申しますと、幅

が非常に大きいのでありますと、今の

零細金融——われ——のところは零細

金融では行かぬでしようが、一千万

円以下から相当少額の、たとえば十何

万円というところまで入るわけです。

この数字は中小企業庁の出しました数

字をとつたのであります。従つて私た

ちの考えは、今中小企業庁の標準でや

つておるわけなのです。割合はその通

りであります。しかしながら——のところ

でもつてやつております金融の実

情というのは、普通の商人、あるいは

小さい会社、またさらに大きな会社と

いうふうなわけですから、相当各層の

金融をやつしておりますからして、これ

は店がたくさんありますと、その店の

○加藤参考人 お答え申上げます。
ただいま中金の取引の下部機構とでも申しますか、そういうことで、信用金庫なり信用組合を使つたらどうかという御意見のように拝聴いたしますが、その信用金庫の点につきましては、商工中金の取引の対象には法律上なつております。それで信用金庫に私の方から御融通するということができませんので、その点はだめでございますが、信用組合の方は、これは中小企業協同組合法に基いて設立された組合でございまして、私の方の取引の対象になつてございます。それで従来あまり活潑でなかつたこと、御指摘の通りでございますが、これはちよほど昨年の六月まででございますが、信用組合から信用金庫に移行するというような態勢のあれがたくさんございました。そんな関係上、はつきり将来信用組合として存続するというようなことの未確定の状態におきまして取引が復活することは、将来金庫になれば取引きできなくなるというような関係もありまして、活潑な動きができなかつた。しかし最近になりまして、極力信用組合に対しましても中金と取引をするということを、われくとして考えているのでございまして、現在におきましては、大分取引の信用組合が多くなりまして、百数十になつてるのでございます。大体約三分の一くらいのものが取引であります。なお設立当初のまだ海のものとも山のものとつかぬような信用組合なんかもございまして、そういう取引については、今後事業の進展に伴つて、自然中金とのつながりができると思つております。

○福田(謹)委員 私は、簡単に地方銀行協会の龜山さんにちよつと一点伺いたい。先ほどあなたのお話にもあります。ですが、たしか一昨年と記憶いたしておりますが、あなたの会の方からわれわれ中央に陳情が参りまして、先ほどお話のように、地方の金が中央の銀行に集中して困る、吸い上げられて困る、そうすると地方産業の育成に非常に困るから何とか善処してもらいたいということを、あなたの前の前会長さん當時に実は陳情を受けたのであります。そこでわれくは、大蔵省なり日銀当局に対しても、それではいかぬじやないか、地方産業の育成のためにも、相なるべくはそういう弊害を除去するようになければいかぬじやないかといふことを強く要望したことがあります。したるに一箇年たつた今日、あなたのお話を聞いておりますと、依然としてそれを御要望されているのであります。一昨年以来、多少それが好転していると私は実は考えておつたのであります。ですが、さようなことはございませんか。率直に、御遠慮なくその事情をもつと詳しく承りたいと思います。

地方の産業に幾分でもそれが役立つのだというような面がありますし、他の面におきましてもそういうようなことで、地方から中央と流れるものは、なるべく地方の方を回流することを希望する、こういうことを申しておりますので、今なお私ども、この要求についてはかわりはないであります。何分よろしくお願ひ申し上げます。

○**福田(繁)委員** 今度は全国相互銀行協会の上山さんに、はなはだ失礼でございますが率直に伺いたい。ほかでもないのですが、御承知の相互銀行法の審議を私たち今やつておる。それに対する資料として、相互銀行が現在金融機関のどの程度の位置にあられるかということを知りたい。つい最近新聞に出ておりますように、例の大企業の不渡り手形が相当額出ておるのですが、これをあなたの相互銀行関係においてどの程度背負われたか。あるいはどの程度の金額をお扱いになつておられるかということを、おさしつかえなければひとつ御公開願えれば、われへ非常に参考資料になると思ひます。

○**上山参考人** ただいまの御質問、なかなかむずかしてお答えができないのです。御承知のように、大企業がいけてないときにはその関連の下請機関のところへ来ますから、多少その影響を、受けたことは聞いておりますけれども、どれくらいであったか、どういう程度かということはちよつと申し上げられません。

それから私の方の企業であります
が、中小企業の方の仕事をして行くにつきまして、製造の方へもだん／＼開拓して行きたいと思っているのであります
が、現在の資金の配分は、まだ製造

業には二七%くらい、大体は卸売、小売という方面に三七%くらいですか、こういうふうに出でていまして中小金融専門銀行としての将来、こういうふうに考えますれば、長期運転資金だけではなしに、やはり困つておられる中小企業の製造業者、そういう方向へもだんだん行くのがいいのじやないかと私は考へてゐるのですが、たゞいまのところは、ただいま申し上げたような割振りになつていますので、不渡り手形の影響といいましても、影響はあることはありますが、大したことではないということが言えると思います。

万円ずつ分割するというのと、そのほかに六月、八月、九月でございましたかに期限が来ます十億ずつというのがございます。従いましてその十億が来る月には、そのほかにさらに五億三千万円、十五億三千万円という返済の月があるのですございます。しかし六月分につきましては、政府におかれまして特にこの六月末の十億の返済を、十月と十一月の月半ばに半分ずつ返してよろしいという御決定が最近ございましたので、それだけ楽になつた次第であります。これに対する返還の考え方といたしましては、債券の発行による手取金が毎月七億ほどございますので、そういうもの、あるいは日本銀行の中小別わくとしてわくをもらつておつたり、また法律適用を受けても借りられる道がありますので、そういうことをいたしますれば、政府に対しましてお返しすることは間違いくなくできると思う次第であります。

ういうものは出て来てしまうのではな
いか、どういうふうに心配されるので
ありますけれども、これは一旦取締つ
たら、あとはできる心配はありません
か。私はこういう金融のことはわから
ませんので、まことに初步的な聞き方
をするようですが、お伺いしたい。

○上山参考人 これは取締つて必ずな
くなるということは、私は言えないと
思います。一つ取締りましても、また
何か抜け穴を考えてやる。これは古い
経験でまことに相違ませんが、私前
に大蔵省の普通銀行課の仕事をやつて
おつたのですが、その当時の経験から
申しますれば、一応取締りましても、
また何かの機会には出て来るというこ
とを考えなければならぬ。ただ先ほど
申しましたように、今非常に高い金利
で金を集めいで、これでは實際上仕
事にならないことははつきりしている
ようだ。そこで、それはや
り今日何とかしなければいけない。
一番いいことは、芽が出たときにそれ
を抑えればよかつたと思いますけれど
も、それもしないで現状になつております。今の場合になつて、これをほつ
ておいていいかどうか、私はほつてお
くわけには行かないのではないか、こ
う考えますが、いかに取締りをうまく
やつても、よほど目を光らしてやら
ないと、いろいろ出て来ると私は考え
ます。

○小川(豊)委員 よくわかりました。
そこでもう一点上山先生にお尋ねし
たいのは、私は、相互銀行が今日そ
れぞれ非常につけた大企業に対する
金融に入つて行くような状態にな
たが、初めは無尽会社であつたと思
います。そういう無尽会社であつた場合

には、いろいろの批判や非難を受けな
がらも、無尽会社自体が先ほど申し上
げたような、こういう金融に近い形を
度こういうものが出て来る一つの原因
度相互銀行になつてしまつて、そういう
使命を果さなくなつたから、今
とつてその使命を果していたのが、今
度こういうものが出て来る一つの原因
度いかないかと思うが、そういうことは
関係がありませんか。

○上山参考人 その点、私は先ほど申

し上げました。

○小川(豊)委員 それでは千金良先生
にお尋ねしたいと思うのですが、これ
を取締つてなくすことによつて、ある
いは撲滅することによつて、経済界に
及ぼす影響というようなものがあるか
ないか。あるとすれば、どういう形が
出て来るかといふこと、さらに、こ
ういう形が繰り出するということは、結
局中小企業の金融対策といふものが貧
困だから来たのではないか、私はこう
思つておられますけれども、この点の
見解が一つ。さらにもう一つ、これは
非常に大きづばなお尋ねであります
が、こういう形がどんどん発展して行
く経済的な原因は、あなた方専門家か
ら見た場合どこにあるのか。また弊害
があるといふことは、これは皆さんも
なつて来たといふように私はお聞きし
ながら、それでござりますか。

○加藤参考人 お尋ねの政府資金の入
り方の状況と申しますか、それは先ほ
ど申しましたように、昨事業年度、す
なわちこの三月末で終りましたこと
の一年の事業年度の間におきます政
府資金の導入といふものは、これは比
較でござりますが、従来に比べまし
て非常にたくさんいただきました
ならばこれがなくせるかといふこと
を、ひとつお尋ねしたいと思います。

○千金良参考人 御質問にお答えいた
ります。それはなかくむずかしいこ
とであります、もとよりこれは零細

中小企業も、人に迷惑をかけようがか
けまいが、最後までそういう無理な金
も借りて生きる努力をしなければなら
ぬ。そういうところからここに弊害も
被害も出て来ると思うのです。従つて
商工中金等において資金を貸し出す場
合には、それが生産資金にまわり、同
時にその受けた人が、さらにそれによ

つて発展し、維持されているような指
導がなされなければならぬと思うが、
そういう指導をあなたの方でなされ
ておるかどうか。

○加藤参考人 中金の貸付というもの
は、もういくらしき込んでもだめだと
いうような事業にまで貸すわけには参
りません。これは、やはり中金自体が
きたいと、思いますが、ただいまお聞
きすると中小企業の金融対策といふもの
は必ずしもよくなかった。従つて、
これを充足することによつてそれが相
当防げるだろう、ほかに社会政策的な
原因もあるだろう、こうおつしやいま
したが、そこで商工組合中央金庫とし
ては、そういう役目をさなければならない
立場にある。その立場にあるあなたの方に、最近政府からの資金の流
れがきわめて困難になつて来ておる。
しかし昨年あたりに比較すると、よく
なつて来たといふように私はお聞きし
ましたが、それでござりますか。

○小川(豊)委員 もう一つ伺います。

○小川(豊)委員 もう一つ伺います。

○小川(豊)委員 実は私のところへ
申しますと、私がおそれていけるの
は、今申し上げたような相互金融、こ
ういうものは生産の資金にならない
で、ほかの方に使われてしまつて、こ
ことをなおおそれなければならない
と思つてゐるのですが、あなた方の商
工中金等は、その貸出される金が同時
に生産資金に振り向かれるよう、に、
指導をされておるかどうかといふこと
をお尋ねします。ちょうど病人は、息
を引取るまでは生きる努力といふもの
はするものです。従つてつぶれて行く
国民金融公庫もしくは商工中金へ行つ
たが、なぜそういう金を借りるのだ、
商工課の方々がそういうものを指導さ
れておる面也非常に多いのです。

○小川(豊)委員 実は私のところへ
申しますと、私がおそれていけるの
は、今申し上げたような相互金融、こ
ういうものは生産の資金にならない
で、ほかの方に使われてしまつて、こ
ことをなおおそれなければならない
と思つてゐるのですが、あなた方の商
工中金等は、その貸出される金が同時
に生産資金に振り向かれるよう、に、
指導をされておるかどうかといふこと
をお尋ねします。ちょうど病人は、息
を引取るまでは生きる努力といふもの
はするものです。従つてつぶれて行く
国民金融公庫もしくは商工中金へ行つ
たが、なぜそういう金を借りるのだ、
商工課の方々がそういうものを指導さ
れておる面也非常に多いのです。

つてひつぱつておくのはどういうことだと言つたら——これはあなたの方ではない、金融公庫の方でしたが、金がないから調査しておると言うのですが、それではまるでどうやつたら断われるか、断わる条件を調べるために調査して、そして三月も四月もかつておるということになる。もしこういう実情だとするならば、いくらこれを押えつけても、そういう方面に走らざるを得なくなつて来るんじやないか、そういう点から、こういうものに對して野放國にやれということではなく、早く回答してやる親切があつてほしいと思うのです。これは私どもからいえばあなたに対する質問というよりは、むしろ希望になるかもしれません、どうかそういうことにひとつお願ひしたいと思います。

○島村委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。——御質疑もないようではありますから、以上をもつて中小金融並びに類似金融に関する参考意見の聽取を終ります。

この際委員長よりちよつとごあいさつを申し上げます。参考人の方々におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席くださいまして、中小金融並びに類似金融に関し長時間にわたつていろいろと有益な御意見を開陳せられ、本委員会の議案審査の上に多大の参考となりましたことを委員一同にかわりまして厚くお礼を申し上げます。

なお委員諸君に申し上げますが、次会は明二日午前十時より開会することとし、今日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

衆議院大蔵委員会議録第五号中正誤	
二 六 二 九	一段 行 誤 正
七 五 三 五	加工、 まで、 及び
八 末 一	若しくは 又は

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局